

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月22日
【計算期間】	<p>タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型） 第8 特定期間 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型） 第8 特定期間 タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型） 第8 期 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型） 第8 期 タフ・アメリカ（マネープールファンド） 第8 期 （自 平成29年2月23日 至 平成29年8月22日）</p>
【ファンド名】	<p>タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型） タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型） タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型） タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型） タフ・アメリカ（マネープールファンド）</p> <p>以下、上記ファンドを総称して、「タフ・アメリカ」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。</p> <p>タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型） ：為替ヘッジあり 毎月決算型 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型） ：為替ヘッジなし 毎月決算型 タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型） ：為替ヘッジあり 資産成長型 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型） ：為替ヘッジなし 資産成長型 タフ・アメリカ（マネープールファンド） ：マネープールファンド</p> <p>なお、「為替ヘッジあり 毎月決算型」および「為替ヘッジなし 毎月決算型」を総称して、「毎月決算型」という場合があります。また、「為替ヘッジあり 資産成長型」および「為替ヘッジなし 資産成長型」を総称して、「資産成長型」という場合があります。</p>
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

当ファンドは、主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等に実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

[マネープールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信)、 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信)、 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信)、 資産配分変更型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信)、 資産配分変更型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ(マネープールファンド)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等に実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍円建て外国投資信託証券「トータルリターン・ファンド」、および「エクイティ・インカム・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「トータルリターン・ファンド」の運用においては、主に米ドル建てのさまざまな種類の債券等に分散投資し、投資環境の変化等に応じて、債券種別の配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
・ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB-格相当以上とします。
- 「エクイティ・インカム・ファンド」の運用においては、主に高配当株式、REIT、転換社債等を投資対象とし、利回り水準に着目して分散投資するとともに、投資環境の変化等に応じて、資産配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
- 債券、高配当株式、REIT等の実質的な運用は、ニューバーガー・バーマン・グループが行います。

マネープールファンド

- マネープールファンドは、マネー・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネー・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。
※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 市場動向に応じて、「債券」と「高配当株式・REIT等」の資産配分を機動的に変更します。

- 投資環境の変化に対応しながら、中長期的な米国経済の成長を享受することを目指します。
- 景気動向や投資環境の変化に応じて、各資産（『債券』と『高配当株式・REIT等』）の資産配分を機動的に見直します。
- 資産配分（各外国投資信託証券への投資配分）は、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けます。

運用プロセスの概要

「債券」と「高配当株式・REIT等」の資産配分の変更プロセスの概要

（イメージ図）



※上記の運用プロセスは将来変更される場合があります。

ニューバーガー・バーマン・グループの概要



本社オフィスビル：米国ニューヨーク

ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年に米国で設立された独立系投資運用会社です。

伝統的資産からオルタナティブ資産まで、フルラインナップの商品を世界中の機関投資家、富裕層のお客様へご提供しています。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 為替ヘッジの有無および決算頻度の異なる4つのファンドとマネー プールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

	為替ヘッジ	決算頻度	スイッチング
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)	あり	毎月	↑ 可能 ↓
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)	なし	毎月	
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)	あり	年2回	
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)	なし	年2回	
タフ・アメリカ(マネープールファンド)	—	年2回	

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

●為替ヘッジについて

為替ヘッジあり……原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

為替ヘッジなし……原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

●分配方針について

毎月決算型

- ・毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。
- ・また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資産成長型

- ・毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

マネープールファンド

- ・毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

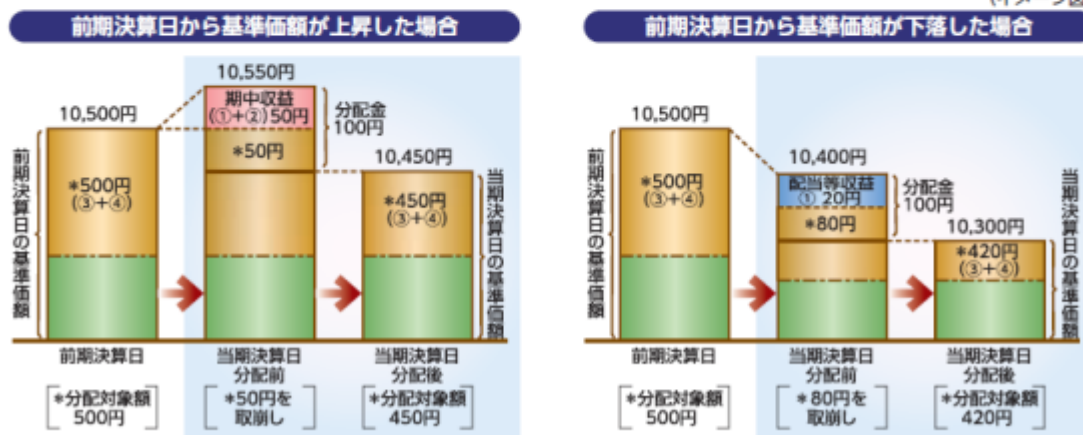
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

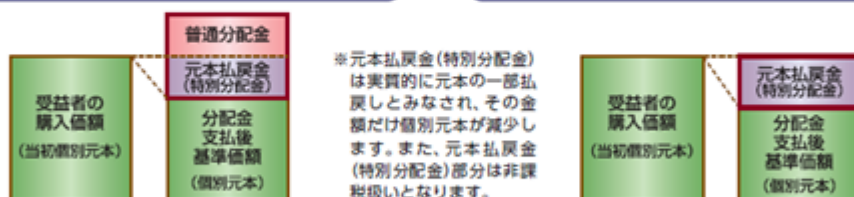
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(イメージ図)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

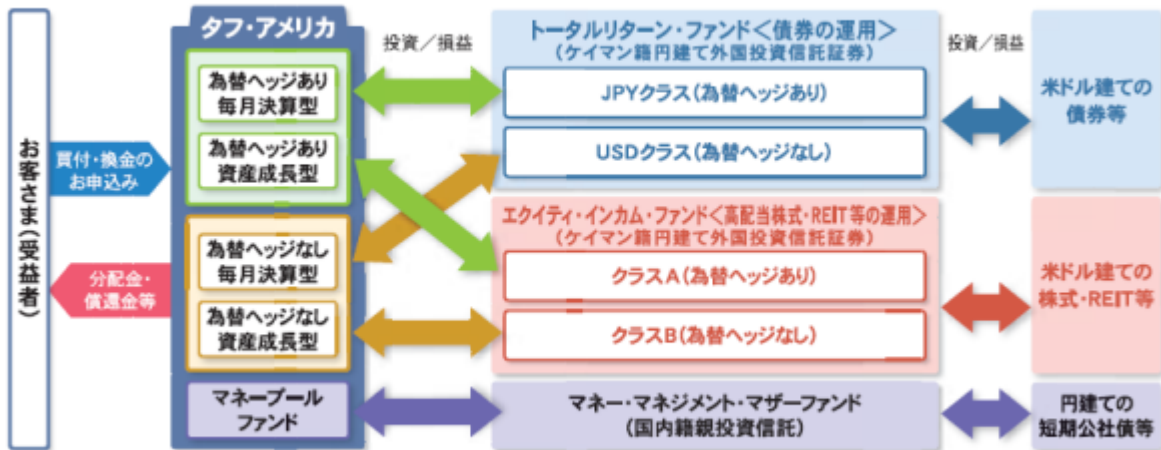
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

ファンドの仕組み



●マネー・プールファンドを除く各ファンドはトータルリターン・ファンドおよびエクイティ・インカム・ファンドの各クラスの他に、マネー・マネジメント・マザーファンドに投資する場合があります。

信託金の限度額

[各ファンド（マネー・プールファンドを除く）]

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネー・プールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

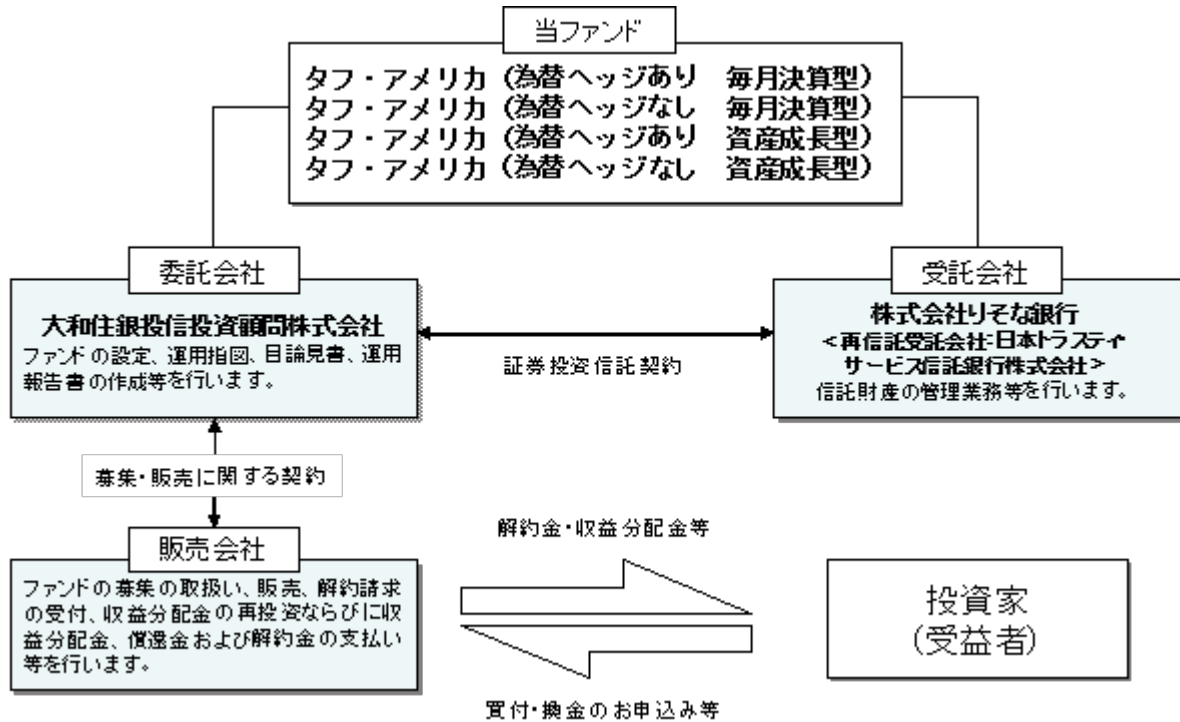
(2) 【ファンドの沿革】

平成25年 8月28日 信託契約締結

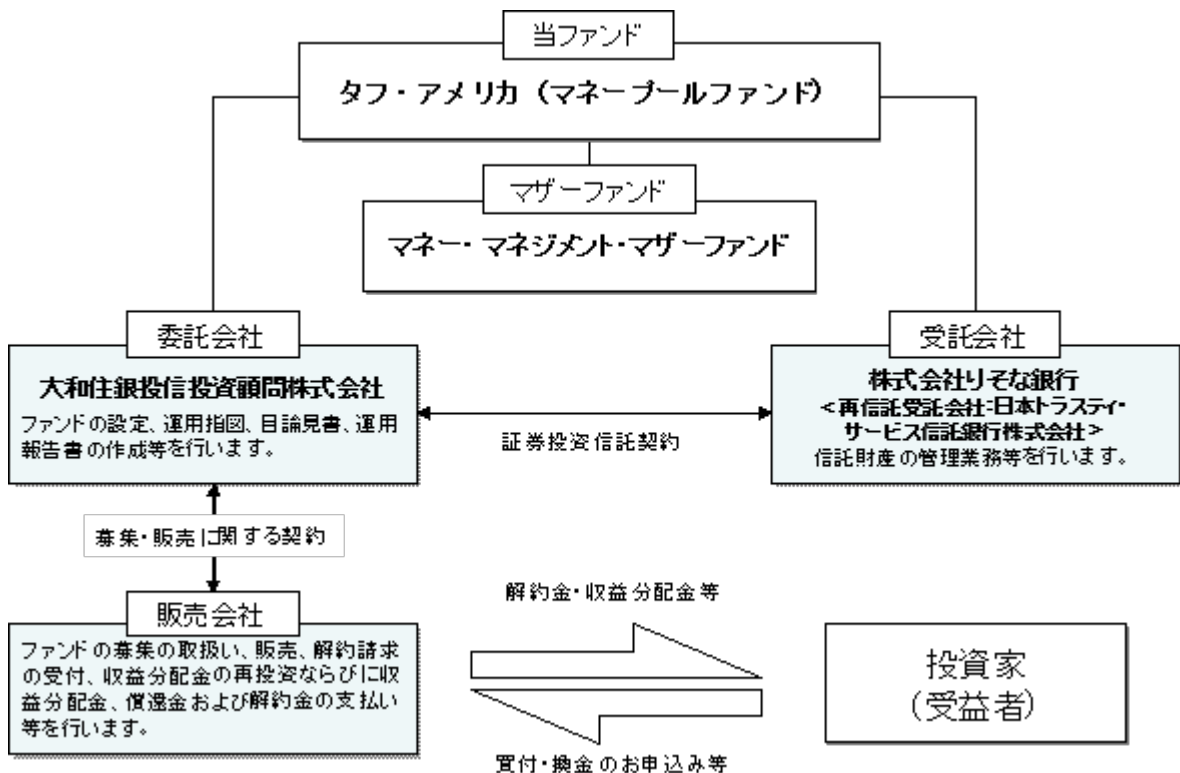
平成25年 8月28日 当ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]



[マネープールファンド]



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況（平成29年9月末現在）

- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。

運用に当たっては、ニューバーガー・パーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(注)「別に定める投資信託証券」とは、以下の各々の場合について、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

為替ヘッジあり 毎月決算型 / 為替ヘッジあり 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class A
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund JPY Class
為替ヘッジなし 毎月決算型 / 為替ヘッジなし 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class B
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund USD Class

[マネープールファンド]

マネー・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[各ファンド(マネーパブルファンドを除く)]

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

[マネーパブルファンド]

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

[各ファンド(マネーパブルファンドを除く)]

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[マネーパブルファンド]

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限りします。)
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
 13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8の証券および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

[各ファンド(マネーブルファンドを除く)]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[マネーブルファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネーブルファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成29年9月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<トータルリターン・ファンドの概要>

ファンド名	トータルリターン・ファンド JPYクラス/USDクラス Total Return Fund JPY Class / USD Class
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	主に米ドル建ての多種多様な債券等を投資対象とし、機動的に債券種別配分を変更することで、あらゆる市場環境において安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することで、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。
投資方針	<p>1. 主に米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に米国の国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド債券、モーゲージ証券、資産担保証券、米国以外の国の発行する債券（新興国を含みます。）、バンクローンなどへ投資します。 ・米ドル建て以外の債券等への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。ただし、米ドル建て以外の資産へ投資する場合は、対米ドルで為替取引を行い、実質的に米ドル建てとすることを基本とします。 ・原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB-格相当以上とします。 <p>2. 市場環境や投資機会に応じて、機動的に債券種別配分を変動させることで信託財産の成長を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マクロ経済分析（経済動向、金利動向など）や各債券セクター分析による期待リスク・リターンの算出を含むシナリオ分析、各債券種別の相対的魅力度および独自のアセット・アロケーションモデルを活用して各債券種別への配分を決定します。 ・債券セクター毎の運用チームが、定量分析と定性分析に基づいて、セクター内における個別銘柄の選定を行います。 <p>3. JPYクラスでは、原則として実質組入れ米ドル建て資産に対して対円で為替ヘッジを行います。USDクラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の事業債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（ETFを除きます。）への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・株式への直接投資は行いません。債券等へ投資の結果、株式を保有することとなった場合は適時に売却します。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。

管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	<p>投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</p> <p>（為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。）</p>

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<エクイティ・インカム・ファンドの概要>

ファンド名	<p>エクイティ・インカム・ファンド クラスA / クラスB</p> <p>Equity Income Fund Class A / Class B</p>
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	<p>主に株式、不動産投資信託証券（REIT）および転換社債等を中心に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。</p>
主要投資対象	主に米国地域の株式、REIT、転換社債等を主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主に公益株、その他の高配当株、REITおよび転換社債の4つのセクターを主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・公益株、REIT、転換社債への各投資割合は、原則として取得時においてそれぞれファンドの純資産総額の40%以内とします。 ・主に米国地域の証券に投資します。非米国地域の証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の30%以内とします。 ・ポートフォリオの平均利回りは、S&P500指数の配当利回りを上回ることを目指します。 ・米ドル建て以外の資産への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。 2. 運用にあたっては、魅力的な配当利回り水準の銘柄を抽出した後、厳格なリサーチならびに企業の経営陣との定期的な面談等を組み合わせたボトムアップ・アプローチにより相対的に割安な銘柄を組み入れます。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資銘柄の決定にあたっては、以下の項目を中心に調査します。 <ul style="list-style-type: none"> DCF法によるバリュエーション分析、良好な企業統治、持続可能な競争力、価格決定力、魅力的な産業動向、高い資産効率 等 3. クラスAでは、原則として組入れ資産に対して対円で為替ヘッジを行います。クラスBでは、原則として為替ヘッジは行いません。 <p>資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・同一発行体の証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（ETF、REITおよびその他金融商品取引所に上場しているものを除きます。）への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	<p>投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</p> <p>（為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。）</p>

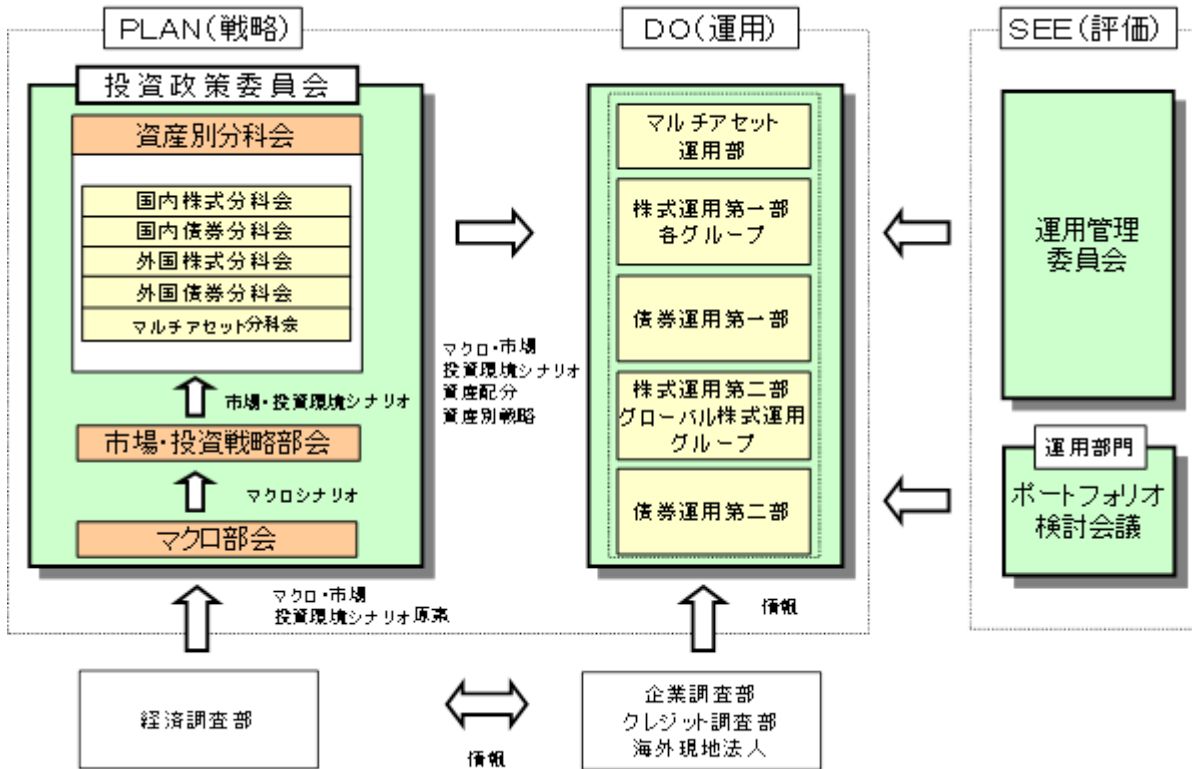
上記の内容は、今後変更になる場合があります。

< マネー・マネジメント・マザーファンドの概要 >

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	株式会社りそな銀行 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	<p>本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。</p> <p>資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。</p>
設定日	平成25年6月3日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3) 【運用体制】



* 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年10月1日現在で約100名です。

* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。

* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

毎月決算型は毎月の22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、資産成長型およびマネープールファンドは毎年2月、8月の22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

[各ファンド（マネーブルファンドを除く）]

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[マネーブルファンド]

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

[各ファンド（マネーブルファンドを除く）]

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。
- (ニ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ニ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔マネープールファンド〕

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ワ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考)マザーファンドの投資方針

マネー・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 11. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

各ファンド（マネープールファンドを除く）は、投資信託証券を通じて実質的に債券や株式、REITなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。マネープールファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

(1)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券や株式、REIT等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(3) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(4) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) 為替リスク

為替ヘッジあり 毎月決算型 / 為替ヘッジあり 資産成長型

当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券において、外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、米ドル建て以外の一部の外貨建資産の通貨に対しては、原資産と異なる通貨で為替ヘッジを行うこと等があるため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

為替ヘッジなし 毎月決算型 / 為替ヘッジなし 資産成長型

当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大

大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7)不動産投資信託(REIT)投資のリスク

REITは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格が変動します。また、REITが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、REITの価格が影響を受けることがあります。

(8)転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

(9)資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格に影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

(10)バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

(11)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

[マネープールファンド]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1)資産配分に関する留意点

各ファンド（マネープールファンドを除く）では、市場動向に応じて各資産の配分を機動的に変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合があります。

(2)外国投資信託証券への投資について

各ファンド（マネープールファンドを除く）において、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

(3)繰上償還について

各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(4)換金請求の受付に関する留意点

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

[マネープールファンド]

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(5)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(6)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

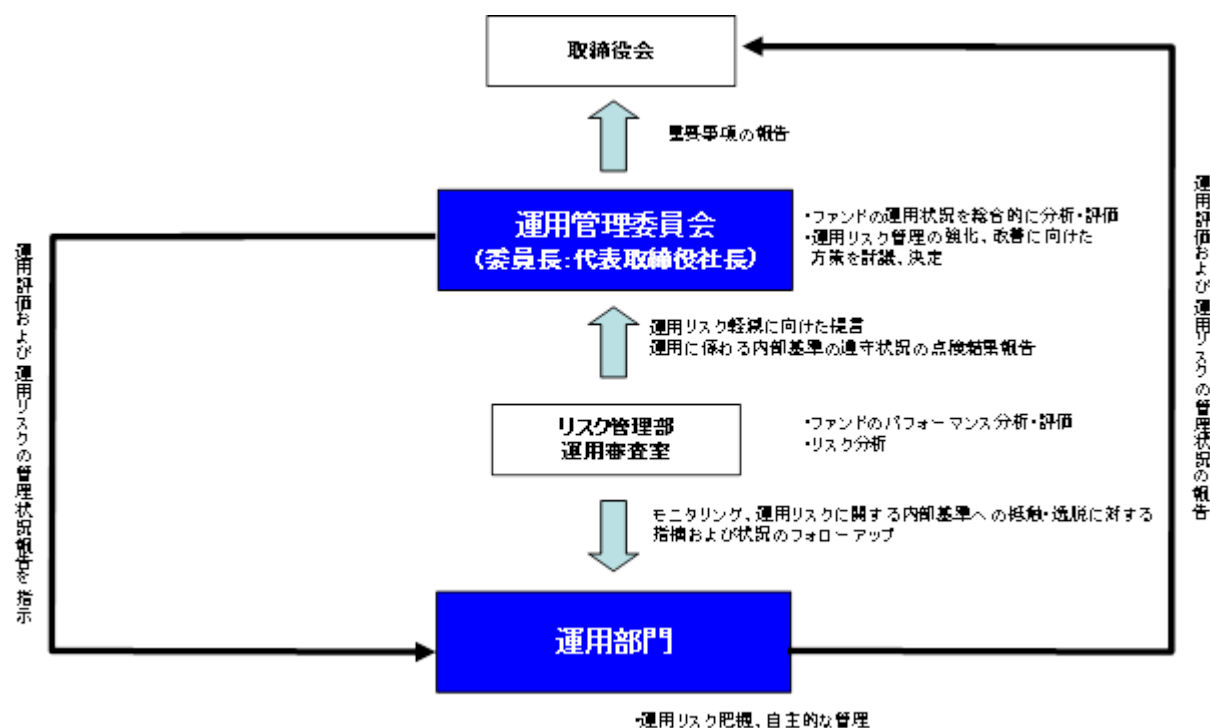
<リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
----------	----

運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (14名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (4名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (6名程度)	社内諸規程の統括・管理を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
リスク管理部 (17名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性の点検を行うほか、社内事務フローに係る企画・立案および管理等を行います。
運用審査室 (9名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (16名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

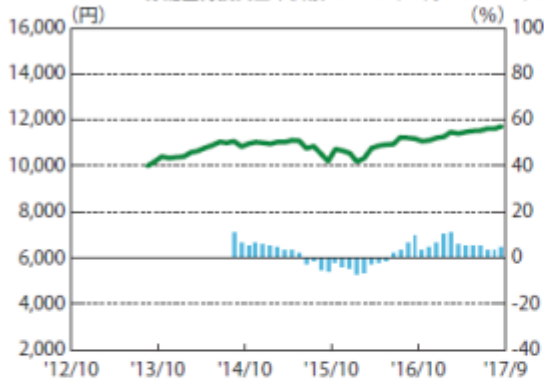


* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

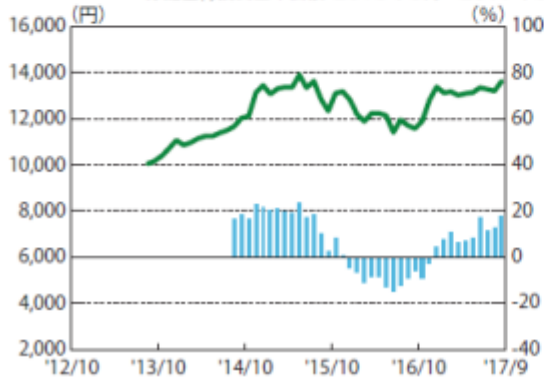
< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

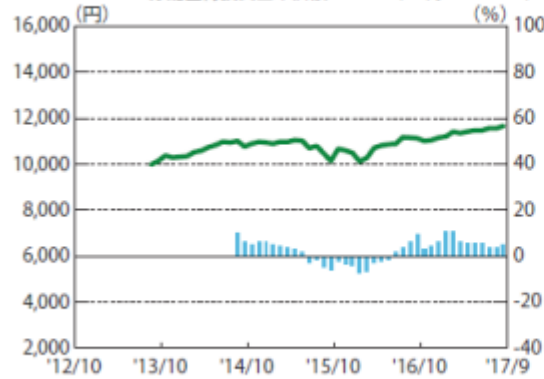
為替ヘッジあり 毎月決算型

年間騰落率:2014年8月~2017年9月
分配金再投資基準価額:2013年8月~2017年9月

為替ヘッジなし 毎月決算型

年間騰落率:2014年8月~2017年9月
分配金再投資基準価額:2013年8月~2017年9月

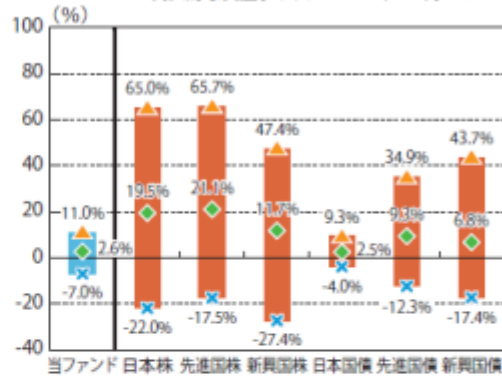
為替ヘッジあり 資産成長型

年間騰落率:2014年8月~2017年9月
分配金再投資基準価額:2013年8月~2017年9月

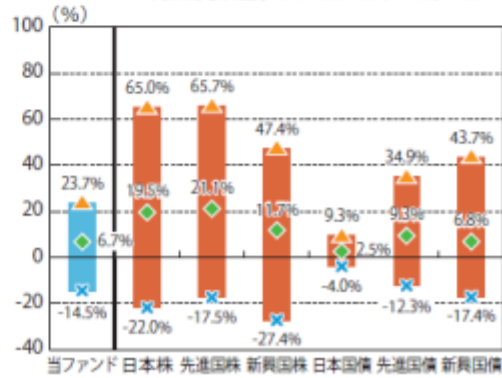
年間騰落率(右目盛) 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

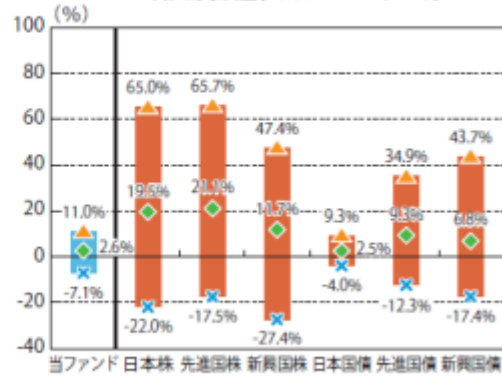
為替ヘッジあり 毎月決算型

当ファンド:2014年8月~2017年9月
代表的な資産クラス:2012年10月~2017年9月

為替ヘッジなし 毎月決算型

当ファンド:2014年8月~2017年9月
代表的な資産クラス:2012年10月~2017年9月

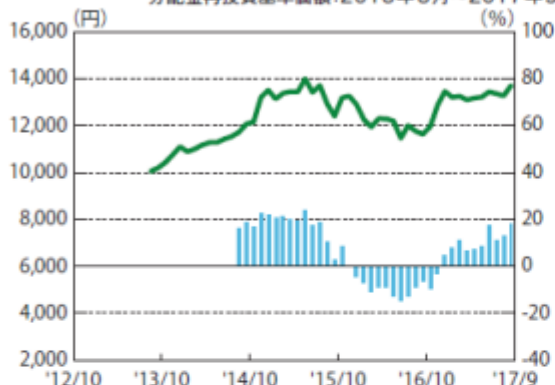
為替ヘッジあり 資産成長型

当ファンド:2014年8月~2017年9月
代表的な資産クラス:2012年10月~2017年9月

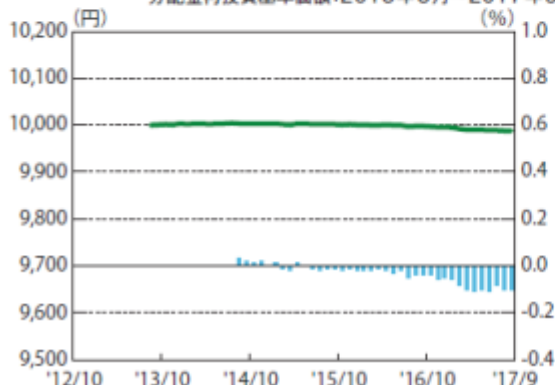
平均値 最大値 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

為替ヘッジなし 資産成長型

年間騰落率:2014年8月～2017年9月
分配金再投資基準価額:2013年8月～2017年9月

マネーブルファンド

年間騰落率:2014年8月～2017年9月
分配金再投資基準価額:2013年8月～2017年9月

■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

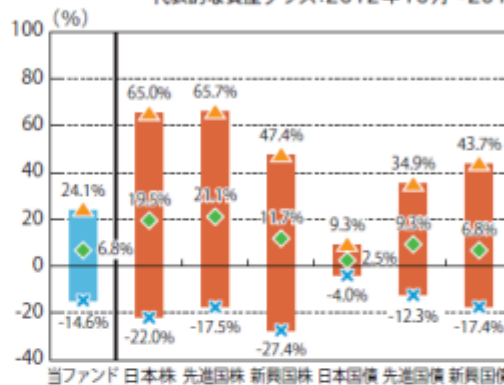
<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

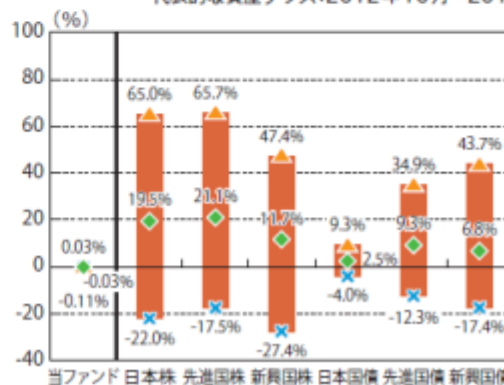
(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関し一切の責任を負いません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

為替ヘッジなし 資産成長型

当ファンド:2014年8月～2017年9月
代表的な資産クラス:2012年10月～2017年9月

マネーブルファンド

当ファンド:2014年8月～2017年9月
代表的な資産クラス:2012年10月～2017年9月

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご注意ください。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[各ファンド(マネーブルファンドを除く)]

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各ファンド(マネーブルファンドを除く)の申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みません。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

〔マネープールファンド〕

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.809%（税抜1.675%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.00%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.04%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.849%（税込）程度です。

ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があります、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

〔マネープールファンド〕

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% （税抜）	年率0.27% （税抜）	年率0.06% （税抜）	年率0.60% （税抜）
1.00%未満	純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45%			コールレートに0.60を乗じて得た率 （税抜）

マネー・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間で信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、毎月決算型は各特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）または信託終了時に、資産成長型およびマネーパールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各ファンド（マネーパールファンドを除く）	年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率
マネーパールファンド	年率0.00648%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありませぬ。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得

税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は平成29年9月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）】

(1)【投資状況】

（平成29年9月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,499,794,749	98.77%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,607,652	1.23%
純資産総額		1,518,402,401	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年9月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	613,582,594	1.2392 760,412,906	1.2409 761,394,640	- -	50.14%
2	Total Return Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	822,455,012	0.8969 737,659,986	0.8978 738,400,109	- -	48.63%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.77%
合計	98.77%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成29年9月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年9月末現在）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年8月28日）	88	-	1.0000	-
第1特定期間末 （平成26年2月24日）	769	774	1.0481	1.0561

第2特定期末 (平成26年8月22日)	953	977	1.0687	1.0967
第3特定期末 (平成27年2月23日)	1,884	1,901	1.0569	1.0689
第4特定期末 (平成27年8月24日)	1,968	1,992	0.9972	1.0092
第5特定期末 (平成28年2月22日)	1,885	1,908	0.9543	0.9663
第6特定期末 (平成28年8月22日)	1,762	1,785	1.0304	1.0424
平成28年9月末日	1,637	-	1.0304	-
平成28年10月末日	1,564	-	1.0179	-
平成28年11月末日	1,568	-	1.0195	-
平成28年12月末日	1,847	-	1.0266	-
平成29年1月末日	1,966	-	1.0296	-
第7特定期末 (平成29年2月22日)	2,101	2,122	1.0426	1.0546
平成29年2月末日	2,108	-	1.0462	-
平成29年3月末日	1,855	-	1.0381	-
平成29年4月末日	1,911	-	1.0422	-
平成29年5月末日	1,772	-	1.0447	-
平成29年6月末日	1,608	-	1.0435	-
平成29年7月末日	1,566	-	1.0467	-
第8特定期末 (平成29年8月22日)	1,526	1,550	1.0341	1.0491
平成29年8月末日	1,550	-	1.0442	-
平成29年9月末日	1,518	-	1.0513	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)	
第1特定期間(平成25年8月28日～平成26年2月24日)	0.0080	
第2特定期間(平成26年2月25日～平成26年8月22日)	0.0280	
第3特定期間(平成26年8月23日～平成27年2月23日)	0.0120	
第4特定期間(平成27年2月24日～平成27年8月24日)	0.0120	
第5特定期間(平成27年8月25日～平成28年2月22日)	0.0120	
第6特定期間(平成28年2月23日～平成28年8月22日)	0.0120	
第7特定期間(平成28年8月23日～平成29年2月22日)	0.0120	
第8特定期間(平成29年2月23日～平成29年8月22日)	0.0150	

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(平成25年8月28日～平成26年2月24日)	5.6%
第2特定期間(平成26年2月25日～平成26年8月22日)	4.6%
第3特定期間(平成26年8月23日～平成27年2月23日)	0.0%
第4特定期間(平成27年2月24日～平成27年8月24日)	4.5%
第5特定期間(平成27年8月25日～平成28年2月22日)	3.1%
第6特定期間(平成28年2月23日～平成28年8月22日)	9.2%
第7特定期間(平成28年8月23日～平成29年2月22日)	2.3%
第8特定期間(平成29年2月23日～平成29年8月22日)	0.6%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(平成25年8月28日～平成26年2月24日)	754,404,957	20,212,105
第2特定期間(平成26年2月25日～平成26年8月22日)	377,310,707	219,649,749
第3特定期間(平成26年8月23日～平成27年2月23日)	1,018,656,483	127,217,739
第4特定期間(平成27年2月24日～平成27年8月24日)	590,044,478	399,398,715
第5特定期間(平成27年8月25日～平成28年2月22日)	187,631,528	185,904,030
第6特定期間(平成28年2月23日～平成28年8月22日)	155,450,515	420,165,677
第7特定期間(平成28年8月23日～平成29年2月22日)	656,847,727	352,206,316
第8特定期間(平成29年2月23日～平成29年8月22日)	230,217,811	769,838,664

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)】

(1) 【投資状況】

(平成29年9月末日現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	23,656,782,091	98.85%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		274,692,080	1.15%

純資産総額	23,931,474,171	100.00%
-------	----------------	---------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class B ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	8,168,184,821	1.4603 11,928,000,295	1.4663 11,977,009,403	- -	50.05%
2	Total Return Fund USD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	10,564,193,821	1.1011 11,632,233,819	1.1056 11,679,772,688	- -	48.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.85%
合計	98.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成25年8月28日)	1,594	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成26年2月24日)	11,729	11,808	1.0952	1.1032
第2特定期間末 (平成26年8月22日)	12,322	12,848	1.1097	1.1577
第3特定期間末 (平成27年2月23日)	22,863	23,709	1.2012	1.2592
第4特定期間末 (平成27年8月24日)	37,062	39,005	1.1166	1.1846
第5特定期間末 (平成28年2月22日)	35,818	36,346	0.9823	0.9973
第6特定期間末 (平成28年8月22日)	31,143	31,558	0.9487	0.9607
平成28年9月末日	30,343	-	0.9626	-
平成28年10月末日	30,403	-	0.9869	-
平成28年11月末日	31,862	-	1.0610	-
平成28年12月末日	30,559	-	1.1062	-
平成29年1月末日	28,278	-	1.0553	-
第7特定期間末 (平成29年2月22日)	28,371	29,471	1.0677	1.1077
平成29年2月末日	27,937	-	1.0574	-
平成29年3月末日	27,125	-	1.0431	-
平成29年4月末日	26,919	-	1.0470	-
平成29年5月末日	26,424	-	1.0483	-
平成29年6月末日	25,845	-	1.0634	-
平成29年7月末日	24,629	-	1.0478	-
第8特定期間末 (平成29年8月22日)	23,677	24,163	1.0155	1.0355
平成29年8月末日	23,946	-	1.0393	-
平成29年9月末日	23,931	-	1.0716	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	0.0080
第2特定期間（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	0.0480
第3特定期間（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	0.0580
第4特定期間（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	0.0680
第5特定期間（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	0.0150
第6特定期間（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	0.0120
第7特定期間（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	0.0400
第8特定期間（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	0.0200

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	10.3%
第2特定期間（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	5.7%
第3特定期間（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	13.5%
第4特定期間（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	1.4%
第5特定期間（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	10.7%
第6特定期間（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	2.2%
第7特定期間（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	16.8%
第8特定期間（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	3.0%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1特定期間（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	11,912,536,748	1,202,139,139
第2特定期間（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	2,479,705,345	2,085,536,360
第3特定期間（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	10,665,362,988	2,736,380,960
第4特定期間（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	16,789,309,618	2,630,329,629
第5特定期間（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	5,702,800,054	2,432,266,205
第6特定期間（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	557,272,438	4,194,452,648
第7特定期間（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	1,219,410,124	7,473,108,793
第8特定期間（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	788,141,899	4,044,985,789

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）】

(1) 【投資状況】

（平成29年9月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,000,437,904	99.03%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,837,218	0.97%
純資産総額		1,010,275,122	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年9月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	407,630,423	1.2024 490,137,573	1.2409 505,828,591	- -	50.07%
2	Total Return Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	550,912,579	0.8969 494,165,050	0.8978 494,609,313	- -	48.96%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.03%
合計	99.03%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成29年9月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
（平成29年9月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年8月28日）	35	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成26年2月24日）	473	-	1.0517	-
第2計算期間末 （平成26年8月22日）	664	-	1.1008	-
第3計算期間末 （平成27年2月23日）	857	-	1.1011	-
第4計算期間末 （平成27年8月24日）	906	-	1.0506	-
第5計算期間末 （平成28年2月22日）	813	-	1.0178	-
第6計算期間末 （平成28年8月22日）	790	-	1.1121	-
平成28年9月末日	763	-	1.1143	-
平成28年10月末日	712	-	1.1031	-
平成28年11月末日	695	-	1.1070	-
平成28年12月末日	773	-	1.1171	-
平成29年1月末日	800	-	1.1226	-
第7計算期間末 （平成29年2月22日）	1,005	-	1.1389	-
平成29年2月末日	1,014	-	1.1428	-
平成29年3月末日	1,033	-	1.1370	-
平成29年4月末日	1,054	-	1.1438	-
平成29年5月末日	1,085	-	1.1485	-
平成29年6月末日	1,081	-	1.1492	-
平成29年7月末日	1,033	-	1.1584	-
第8計算期間末 （平成29年8月22日）	1,010	-	1.1465	-
平成29年8月末日	1,012	-	1.1578	-
平成29年9月末日	1,010	-	1.1679	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	5.2%
第2期（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	4.7%
第3期（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	0.0%
第4期（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	4.6%
第5期（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	3.1%
第6期（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	9.3%
第7期（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	2.4%
第8期（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	0.7%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	455,611,353	5,680,521
第2期（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	221,148,386	67,422,966
第3期（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	319,002,102	143,593,458
第4期（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	178,331,763	94,284,244
第5期（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	83,862,579	148,156,696
第6期（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	68,117,696	155,740,894
第7期（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	315,949,259	143,959,380
第8期（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	136,529,519	138,415,361

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）】

(1) 【投資状況】

(平成29年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,486,180,262	99.48%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		39,453,160	0.52%
純資産総額		7,525,633,422	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class B ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	2,587,342,919	1.3684 3,540,520,892	1.4663 3,793,820,922	- -	50.41%
2	Total Return Fund USD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	3,339,688,260	1.0631 3,550,724,994	1.1056 3,692,359,340	- -	49.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.48%
合計	99.48%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年8月28日）	908	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成26年2月24日）	6,774	-	1.1047	-
第2計算期間末 （平成26年8月22日）	7,485	-	1.1702	-
第3計算期間末 （平成27年2月23日）	10,620	-	1.3336	-
第4計算期間末 （平成27年8月24日）	11,136	-	1.3135	-
第5計算期間末 （平成28年2月22日）	9,711	-	1.1709	-
第6計算期間末 （平成28年8月22日）	8,752	-	1.1443	-
平成28年9月末日	8,563	-	1.1634	-
平成28年10月末日	8,728	-	1.1953	-
平成28年11月末日	9,197	-	1.2878	-
平成28年12月末日	9,035	-	1.3461	-
平成29年1月末日	8,663	-	1.3208	-
第7計算期間末 （平成29年2月22日）	8,718	-	1.3388	-
平成29年2月末日	8,609	-	1.3259	-
平成29年3月末日	8,503	-	1.3103	-
平成29年4月末日	8,405	-	1.3179	-
平成29年5月末日	8,221	-	1.3220	-
平成29年6月末日	8,128	-	1.3438	-

平成29年7月末日	7,730	-	1.3364	-
第8計算期間末 (平成29年8月22日)	7,392	-	1.2975	-
平成29年8月末日	7,519	-	1.3280	-
平成29年9月末日	7,525	-	1.3719	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期(平成25年8月28日～平成26年2月24日)	10.5%
第2期(平成26年2月25日～平成26年8月22日)	5.9%
第3期(平成26年8月23日～平成27年2月23日)	14.0%
第4期(平成27年2月24日～平成27年8月24日)	1.5%
第5期(平成27年8月25日～平成28年2月22日)	10.9%
第6期(平成28年2月23日～平成28年8月22日)	2.3%
第7期(平成28年8月23日～平成29年2月22日)	17.0%
第8期(平成29年2月23日～平成29年8月22日)	3.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(平成25年8月28日～平成26年2月24日)	6,351,085,762	218,355,406
第2期(平成26年2月25日～平成26年8月22日)	1,559,517,409	1,295,091,835
第3期(平成26年8月23日～平成27年2月23日)	3,175,534,168	1,609,182,188
第4期(平成27年2月24日～平成27年8月24日)	1,928,063,645	1,413,498,236
第5期(平成27年8月25日～平成28年2月22日)	902,337,492	1,086,074,484
第6期(平成28年2月23日～平成28年8月22日)	203,940,389	850,056,055
第7期(平成28年8月23日～平成29年2月22日)	355,157,507	1,491,076,377
第8期(平成29年2月23日～平成29年8月22日)	300,614,428	1,115,437,474

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(マネー・プールファンド)】

(1) 【投資状況】

(平成29年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (マネー・マネジメント・マザーファンド)	日本	7,984,980	100.00%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		38	0.00%
純資産総額		7,984,942	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益 証券	7,985,779	1.0000 7,986,547	0.9999 7,984,980	- -	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年9月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年8月28日）	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成26年2月24日）	1	-	1.0003	-
第2計算期間末 （平成26年8月22日）	1	-	1.0003	-
第3計算期間末 （平成27年2月23日）	2	-	1.0002	-
第4計算期間末 （平成27年8月24日）	2	-	1.0002	-
第5計算期間末 （平成28年2月22日）	16	-	1.0001	-
第6計算期間末 （平成28年8月22日）	17	-	0.9998	-
平成28年9月末日	17	-	0.9998	-
平成28年10月末日	17	-	0.9997	-
平成28年11月末日	17	-	0.9996	-
平成28年12月末日	8	-	0.9996	-
平成29年1月末日	9	-	0.9995	-
第7計算期間末 （平成29年2月22日）	7	-	0.9994	-
平成29年2月末日	7	-	0.9992	-
平成29年3月末日	7	-	0.9990	-
平成29年4月末日	7	-	0.9990	-
平成29年5月末日	7	-	0.9990	-
平成29年6月末日	7	-	0.9989	-
平成29年7月末日	7	-	0.9989	-
第8計算期間末 （平成29年8月22日）	7	-	0.9990	-
平成29年8月末日	7	-	0.9988	-
平成29年9月末日	7	-	0.9988	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	0.0%
第2期（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	0.0%
第3期（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	0.0%
第4期（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	0.0%
第5期（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	0.0%
第6期（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	0.0%
第7期（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	0.0%
第8期（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	0.0%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成25年8月28日～平成26年2月24日）	9,107,754	8,017,756
第2期（平成26年2月25日～平成26年8月22日）	9,998	39,988
第3期（平成26年8月23日～平成27年2月23日）	1,359,630	39,988
第4期（平成27年2月24日～平成27年8月24日）	12,003,706	11,856,414
第5期（平成27年8月25日～平成28年2月22日）	23,633,564	10,129,071
第6期（平成28年2月23日～平成28年8月22日）	3,869,177	2,815,915
第7期（平成28年8月23日～平成29年2月22日）	4,086,462	13,362,706
第8期（平成29年2月23日～平成29年8月22日）	1,711,869	1,585,621

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(平成29年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
特殊債券	日本	29,239,508	59.11%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		20,224,082	40.89%
純資産総額		49,463,590	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	21 政保政策投資B 日本	特殊債券 -	13,000,000	100.91 13,118,716	100.61 13,080,132	1.6000 2018/02/19	26.44%
2	886 政保公営企業 日本	特殊債券 -	10,000,000	101.51 10,151,600	101.29 10,129,550	1.8000 2018/06/19	20.48%
3	49 政保道路機構 日本	特殊債券 -	6,000,000	100.78 6,046,974	100.49 6,029,826	1.5000 2018/01/31	12.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	59.11%
合計	59.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

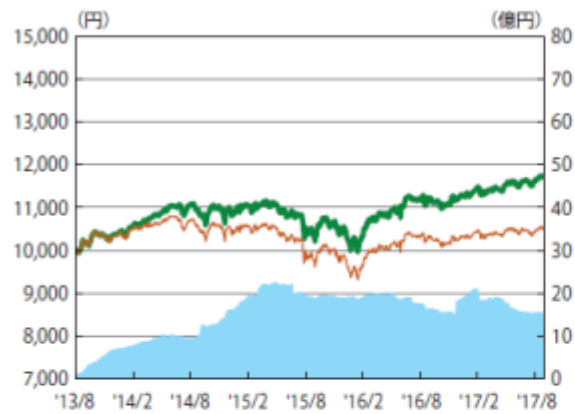
(平成29年9月末現在)

該当事項はありません。

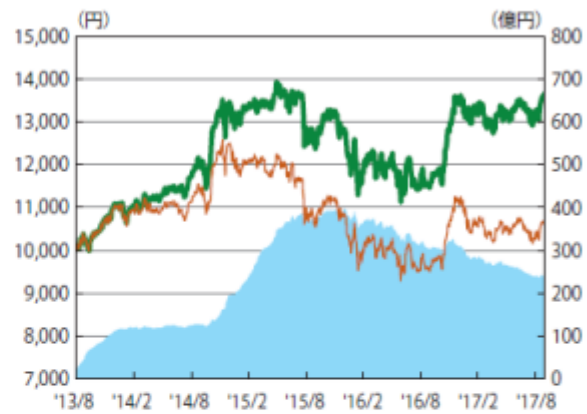
(参考情報)

基準価額・純資産の推移(設定日～2017年9月29日)

為替ヘッジあり 毎月決算型



為替ヘッジなし 毎月決算型



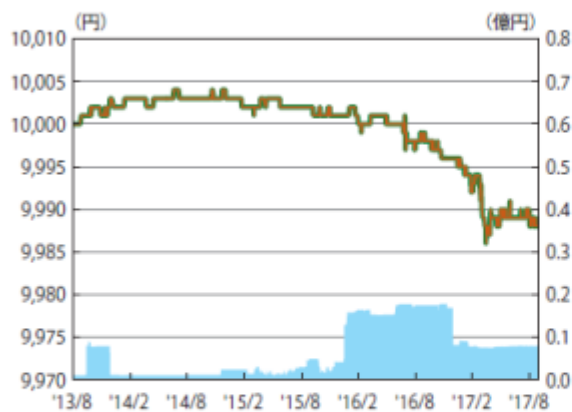
為替ヘッジあり 資産成長型



為替ヘッジなし 資産成長型



マネーボールファンド



■ 純資産総額:右目盛

— 基準価額:左目盛

— 分配金再投資基準価額:左目盛

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

	為替ヘッジあり 毎月決算型	為替ヘッジなし 毎月決算型
2017年 9月	20円	20円
2017年 8月	20円	20円
2017年 7月	50円	100円
2017年 6月	20円	20円
2017年 5月	20円	20円
直近1年間累計	270円	600円
設定未累計	1,130円	2,710円

*分配金は1万口当たり、税引前

	為替ヘッジあり 資産成長型	為替ヘッジなし 資産成長型	マネーパール ファンド
2017年 8月	0円	0円	0円
2017年 2月	0円	0円	0円
2016年 8月	0円	0円	0円
2016年 2月	0円	0円	0円
2015年 8月	0円	0円	0円
設定未累計	0円	0円	0円

主要な資産の状況

為替ヘッジあり 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	50.1%
Total Return Fund JPY Class	48.6%

為替ヘッジなし 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	50.0%
Total Return Fund USD Class	48.8%

為替ヘッジあり 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	50.1%
Total Return Fund JPY Class	49.0%

為替ヘッジなし 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	50.4%
Total Return Fund USD Class	49.1%

マネーパールファンド

投資銘柄	投資比率
マネー・マネジメント・マザーファンド	100.0%

*投資比率は全て純資産総額対比

参考情報

トータルリターン・ファンド(上位5銘柄)

	投資銘柄	国名	種別	投資比率
1	iShares iBOXX ハイ・イールド・コーポレート・ボンド	米国	ETF(ハイ・イールド債)	8.2%
2	SPDR プルムバーグ・パークレイズ・ハイ・イールドETF	米国	ETF(ハイ・イールド債)	7.7%
3	iShares JPモルガン エマー・ジキング・ボンド・ファンド	米国	ETF(エマー・ジキング債券)	6.1%
4	ファニーメイ 30年債	米国	政府系MBS	4.7%
5	フレディマック Gold 30年債	米国	政府系MBS	4.0%

*投資比率はトータルリターン・ファンドの保有する債券等の時価総額対比

マネー・マネジメント・マザーファンド(上位10銘柄)

	投資銘柄	種別	投資比率
1	21 政保政策投資B	特殊債券	26.4%
2	886 政保公営企業	特殊債券	20.5%
3	49 政保道路機構	特殊債券	12.2%

*投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

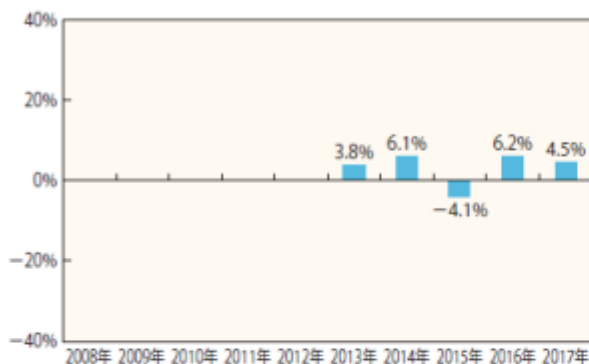
エクイティ・インカム・ファンド(上位5銘柄)

	投資銘柄	国名	業種	投資比率
1	リオ・テイント	英国	素材	2.9%
2	サンコア・エナジー	カナダ	エネルギー	2.8%
3	ネクステラ・エナジー	米国	公益事業	2.7%
4	ロッキード・マーチン	米国	資本財・サービス	2.5%
5	エクストラ・スペース・ストレージ	米国	金融	2.5%

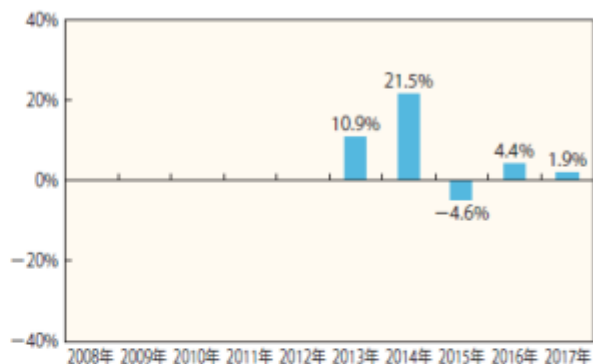
*投資比率はエクイティ・インカム・ファンドの純資産総額対比 *業種は世界産業分類基準(GICS)

年間収益率の推移

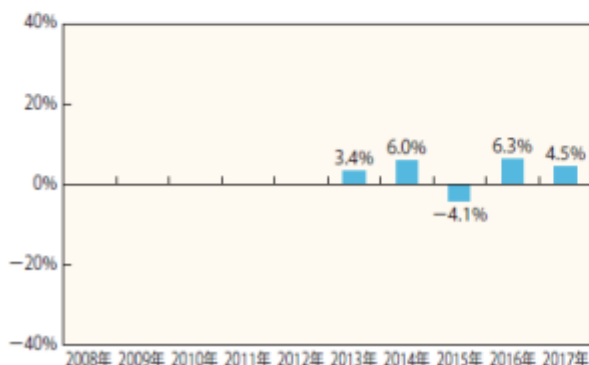
為替ヘッジあり 毎月決算型



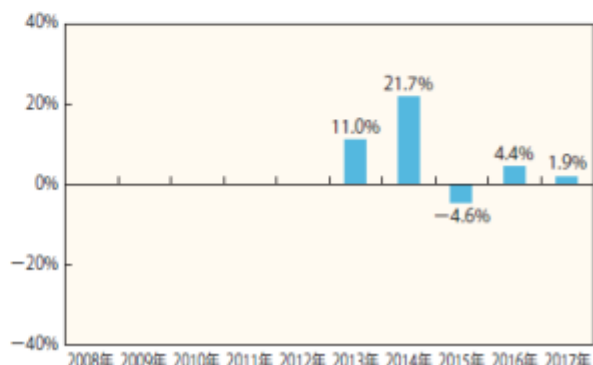
為替ヘッジなし 毎月決算型



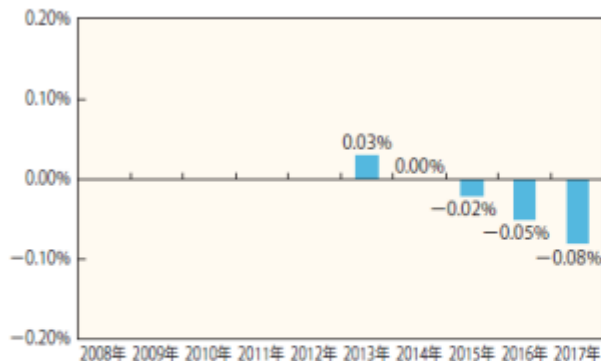
為替ヘッジあり 資産成長型



為替ヘッジなし 資産成長型



マネープールファンド



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月28日)から年末までの収益率、2017年は9月末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

* ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各ファンド（マネープールファンドを除く）においては、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業

日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドは「為替ヘッジあり 毎月決算型」、「為替ヘッジなし 毎月決算型」、「為替ヘッジあり 資産成長型」、「為替ヘッジなし 資産成長型」、「マネープールファンド」の5つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
為替ヘッジあり 毎月決算型 為替ヘッジなし 毎月決算型 為替ヘッジあり 資産成長型 為替ヘッジなし 資産成長型	投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp/>

< お電話によるお問い合わせ先 > 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成25年8月28日）から、平成35年8月22日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5) その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

[毎月決算型]

計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

[資産成長型 / マネープールファンド]

計算期間は、原則として毎年2月23日から8月22日、8月23日から翌年2月22日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5) 【その他】

信託契約の解約

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

〔マネープールファンド〕

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ニ．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が

生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

[毎月決算型]

- イ．委託会社は、特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
<インターネットホームページ><http://www.daiwasbi.co.jp/>
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

[資産成長型 / マネープールファンド]

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
<インターネットホームページ><http://www.daiwasbi.co.jp/>
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付しま

す。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年2月23日から平成29年8月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成29年2月23日から平成29年8月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年 2月22日現在	当期 平成29年 8月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,562,180	27,146,987
投資信託受益証券	2,080,151,098	1,511,235,290
未収入金	-	4,915,471
流動資産合計	2,141,713,278	1,543,297,748
資産合計	2,141,713,278	1,543,297,748
負債の部		
流動負債		
未払金	27,258,365	2,907,205
未払収益分配金	4,031,184	2,951,942
未払解約金	5,893,302	8,877,314
未払受託者報酬	44,921	33,304
未払委託者報酬	2,965,364	2,198,634
その他未払費用	89,491	89,656
流動負債合計	40,282,627	17,058,055
負債合計	40,282,627	17,058,055
純資産の部		
元本等		
元本	2,015,592,064	1,475,971,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,838,587	50,268,482
（分配準備積立金）	35,287,612	24,147,032
元本等合計	2,101,430,651	1,526,239,693
純資産合計	2,101,430,651	1,526,239,693
負債純資産合計	2,141,713,278	1,543,297,748

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 平成28年 8月23日 平成29年 2月22日	当期 平成29年 2月23日 平成29年 8月22日
	自 至	自 至
営業収益		
受取配当金	37,807,824	37,411,083
受取利息	62	162
有価証券売買等損益	22,961,880	8,143,212
営業収益合計	60,769,766	29,268,033
営業費用		
支払利息	19,513	15,078
受託者報酬	235,668	236,146
委託者報酬	15,558,094	15,588,898
その他費用	89,542	89,830
営業費用合計	15,902,817	15,929,952
営業利益又は営業損失（ ）	44,866,949	13,338,081
経常利益又は経常損失（ ）	44,866,949	13,338,081
当期純利益又は当期純損失（ ）	44,866,949	13,338,081
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	276,855	3,189,581
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	51,962,401	85,838,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,733,580	9,428,642
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,733,580	9,428,642
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,242,432	30,791,123
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,242,432	30,791,123
分配金	20,758,766	24,356,124
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,838,587	50,268,482

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成29年 2月22日現在	平成29年 8月22日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,710,950,653円	2,015,592,064円
期中追加設定元本額	656,847,727円	230,217,811円
期中一部解約元本額	352,206,316円	769,838,664円
2. 受益権の総数	2,015,592,064口	1,475,971,211口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期		当期																																	
自 平成28年 8月23日 至 平成29年 2月22日		自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日																																	
分配金の計算過程 第37期計算期間末（平成28年9月23日）に、投資信託約款に基づき計算した131,400,564円（1万口当たり824.37円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,187,915円（1万口当たり20円）を分配しております。		分配金の計算過程 第43期計算期間末（平成29年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した154,432,581円（1万口当たり865.83円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,567,274円（1万口当たり20円）を分配しております。																																	
<table border="1"> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>4,656,932円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>94,987,826円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>31,755,806円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>131,400,564円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(824.37円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>3,187,915円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(20円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	4,656,932円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	94,987,826円	分配準備積立金	31,755,806円	分配可能額	131,400,564円	(1万口当たり分配可能額)	(824.37円)	収益分配金	3,187,915円	(1万口当たり収益分配金)	(20円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>3,903,962円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>120,302,533円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>30,226,086円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>154,432,581円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(865.83円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>3,567,274円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(20円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	3,903,962円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	120,302,533円	分配準備積立金	30,226,086円	分配可能額	154,432,581円	(1万口当たり分配可能額)	(865.83円)	収益分配金	3,567,274円	(1万口当たり収益分配金)	(20円)	第38期計算期間末（平成28年10月24日）に、投資信託約款に基づき計算した130,329,894円（1万口当たり826.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,152,847円（1万口当たり20円）を分配しております。	第44期計算期間末（平成29年4月24日）に、投資信託約款に基づき計算した160,840,747円（1万口当たり877.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,665,882円（1万口当たり20円）を分配しております。
配当等収益 (費用控除後)	4,656,932円																																		
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																		
収益調整金	94,987,826円																																		
分配準備積立金	31,755,806円																																		
分配可能額	131,400,564円																																		
(1万口当たり分配可能額)	(824.37円)																																		
収益分配金	3,187,915円																																		
(1万口当たり収益分配金)	(20円)																																		
配当等収益 (費用控除後)	3,903,962円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	120,302,533円																																		
分配準備積立金	30,226,086円																																		
分配可能額	154,432,581円																																		
(1万口当たり分配可能額)	(865.83円)																																		
収益分配金	3,567,274円																																		
(1万口当たり収益分配金)	(20円)																																		
<table border="1"> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>3,525,230円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>94,223,185円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>32,581,479円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>130,329,894円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(826.74円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>3,152,847円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(20円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	3,525,230円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	94,223,185円	分配準備積立金	32,581,479円	分配可能額	130,329,894円	(1万口当たり分配可能額)	(826.74円)	収益分配金	3,152,847円	(1万口当たり収益分配金)	(20円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益 (費用控除後)</td><td>5,730,232円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>125,204,000円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>29,906,515円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>160,840,747円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり分配可能額)</td><td>(877.50円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>3,665,882円</td></tr> <tr><td>(1万口当たり収益分配金)</td><td>(20円)</td></tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	5,730,232円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	125,204,000円	分配準備積立金	29,906,515円	分配可能額	160,840,747円	(1万口当たり分配可能額)	(877.50円)	収益分配金	3,665,882円	(1万口当たり収益分配金)	(20円)		
配当等収益 (費用控除後)	3,525,230円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	94,223,185円																																		
分配準備積立金	32,581,479円																																		
分配可能額	130,329,894円																																		
(1万口当たり分配可能額)	(826.74円)																																		
収益分配金	3,152,847円																																		
(1万口当たり収益分配金)	(20円)																																		
配当等収益 (費用控除後)	5,730,232円																																		
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																		
収益調整金	125,204,000円																																		
分配準備積立金	29,906,515円																																		
分配可能額	160,840,747円																																		
(1万口当たり分配可能額)	(877.50円)																																		
収益分配金	3,665,882円																																		
(1万口当たり収益分配金)	(20円)																																		

第39期計算期間末（平成28年11月22日）に、投資信託約款に基づき計算した127,604,838円（1万口当たり830.49円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,072,982円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,649,360円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	92,349,291円
分配準備積立金	31,606,187円
分配可能額	127,604,838円
（1万口当たり分配可能額）	(830.49円)
収益分配金	3,072,982円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第40期計算期間末（平成28年12月22日）に、投資信託約款に基づき計算した149,362,749円（1万口当たり841.82円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,548,581円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,857,752円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	113,958,683円
分配準備積立金	30,546,314円
分配可能額	149,362,749円
（1万口当たり分配可能額）	(841.82円)
収益分配金	3,548,581円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第41期計算期間末（平成29年1月23日）に、投資信託約款に基づき計算した160,180,728円（1万口当たり850.84円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,765,257円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	5,395,759円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	123,177,481円
分配準備積立金	31,607,488円
分配可能額	160,180,728円
（1万口当たり分配可能額）	(850.84円)
収益分配金	3,765,257円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第42期計算期間末（平成29年2月22日）に、投資信託約款に基づき計算した174,136,008円（1万口当たり863.94円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い14,031,184円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,649,011円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	134,817,212円
分配準備積立金	32,669,785円
分配可能額	174,136,008円
（1万口当たり分配可能額）	(863.94円)
収益分配金	4,031,184円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第45期計算期間末（平成29年5月22日）に、投資信託約款に基づき計算した157,673,651円（1万口当たり880.20円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,582,696円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,065,321円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	122,550,488円
分配準備積立金	31,057,842円
分配可能額	157,673,651円
（1万口当たり分配可能額）	(880.20円)
収益分配金	3,582,696円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第46期計算期間末（平成29年6月22日）に、投資信託約款に基づき計算した140,117,696円（1万口当たり893.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,135,536円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	5,243,258円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	107,531,719円
分配準備積立金	27,342,719円
分配可能額	140,117,696円
（1万口当たり分配可能額）	(893.74円)
収益分配金	3,135,536円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第47期計算期間末（平成29年7月24日）に、投資信託約款に基づき計算した134,608,377円（1万口当たり903.07円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い17,452,794円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,371,388円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	102,450,546円
分配準備積立金	27,786,443円
分配可能額	134,608,377円
（1万口当たり分配可能額）	(903.07円)
収益分配金	7,452,794円
（1万口当たり収益分配金）	(50円)

第48期計算期間末（平成29年8月22日）に、投資信託約款に基づき計算した129,257,172円（1万口当たり875.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,951,942円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,345,800円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	102,158,198円
分配準備積立金	23,753,174円
分配可能額	129,257,172円
（1万口当たり分配可能額）	(875.74円)
収益分配金	2,951,942円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成29年2月23日 至 平成29年8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	平成29年8月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成29年2月22日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	24,817,314
合計	24,817,314

当期（平成29年8月22日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17,376,706
合計	17,376,706

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成29年2月22日現在）

該当事項はありません。

当期（平成29年8月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自平成29年2月23日 至平成29年8月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成29年2月22日現在	当期 平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額 1.0426円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,426円）」	1口当たり純資産額 1.0341円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,341円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	651,013,724	782,518,496	
	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	812,574,481	728,716,794	
	合計	2銘柄	1,463,588,205	1,511,235,290	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2016年8月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表は作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「Equity Income Fund」の2016年8月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2016年8月31日現在

(単位：日本円)

資産の部

有価証券（公正価値）（取得原価 22,004,393,857円）	21,482,732,137
外国通貨（公正価値）（取得原価 15,373円）	15,373
外国為替予約取引に係る評価益	93,270,618
未収入金：	
有価証券売却分	116,222,557
受益証券発行分	3,743,450
配当金	49,942,038
利息	9,172,691
受託銀行への前払金	483,624
その他資産	991,795
資産 合計	21,756,574,283

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損	6,466,657
未払金：	
有価証券購入分	374,053
受益証券買戻分	190,714,536
専門家報酬	4,401,833
保管手数料	2,113,257
管理会社報酬	1,195,777
名義書換代理人報酬	922,219
その他負債	41,403
負債 合計	206,229,735

純資産

21,550,344,548

純資産

Class A - JPY Hedged	1,385,115,180
Class B - JPY Unhedged Class	20,165,229,368

21,550,344,548

発行済み受益証券

Class A - JPY Hedged	1,200,130,196
Class B - JPY Unhedged Class	16,438,050,673

受益証券一口あたりの純資産

Class A - JPY Hedged	1.1541
Class B - JPY Unhedged Class	1.2267

損益計算書（2016年8月31日に終了した年度）**（単位：日本円）****収益**

受取利息	37,846,927
受取配当金（源泉税 274,467,029円控除後）	801,494,208
収益 合計	839,341,135

費用

カストディーフィー	12,535,538
管理会社報酬	7,754,928
名義書換代理人報酬	6,640,703
専門家報酬	4,224,049
受託会社報酬	1,371,521
ファンド登録費用	683,239
その他費用	670,513
費用 合計	33,880,491

純利益**805,460,644****実現及び未実現（損）益：****実現（損）益：**

有価証券	(1,003,811,057)
外国為替取引及び外国為替予約取引	25,979,759
実現益 合計	(977,831,298)

未実現（損）益の変動：

有価証券	(665,788,480)
外国為替取引及び外国為替予約取引	53,406,649
未実現（損）益の変動 合計	(612,381,831)

実現及び未実現（損）益 合計**(1,590,213,129)**

運用による純資産の増(減)額	(784,752,485)
----------------	---------------

純資産変動計算書(2016年8月31日に終了した年度)

(単位: 日本円)

運用による純資産の増(減)額

純(損)益	805,460,644
実現(損)益	(977,831,298)
未実現(損)益の正味変動額	(612,381,831)
運用による純資産の増(減)額	(784,752,485)

受益者への分配金	(737,151,148)
----------	---------------

ファンドの受益証券の取引による純資産の増(減)額	(3,897,242,494)
--------------------------	-----------------

純資産の増(減)額	(5,419,146,127)
-----------	-----------------

純資産

期首	26,969,490,675
----	----------------

期末	21,550,344,548
----	----------------

有価証券明細表(2016年8月31日現在)

株

数	銘柄名	公正価値
---	-----	------

普通株式(90.7%)	(単位: 円)
-------------	---------

ベルギー(1.3%)	
------------	--

BEVERAGES(1.3%)	
-----------------	--

21,500	Anheuser-Busch InBev SA/NV - ADR	275,824,420
--------	----------------------------------	-------------

ベルギー 計(取得原価272,481,053円)	275,824,420
--------------------------	-------------

カナダ(1.0%)	
-----------	--

OIL & GAS(1.0%)	
-----------------	--

77,800	Suncor Energy, Inc.	218,160,753
	カナダ 計 (取得原価242,965,609円)	218,160,753
	ドイツ (1.4%)	
	MISCELLANEOUS MANUFACTURER (1.4%)	
24,200	Siemens AG - ADR	299,311,405
	ドイツ 計 (取得原価318,052,123円)	299,311,405
	オランダ (1.2%)	
	ELECTRONICS (1.2%)	
89,600	Koninklijke Philips NV	268,209,432
	オランダ 計 (取得原価299,139,445円)	268,209,432
	イギリス (2.3%)	
	PHARMACEUTICALS (2.3%)	
107,900	GlaxoSmithKline PLC - ADR	485,041,252
	イギリス 計 (取得原価554,944,604円)	485,041,252
	アメリカ (83.5%)	
	AEROSPACE/DEFENSE (0.9%)	
7,908	Lockheed Martin Corp.	198,740,704
	BANKS (6.8%)	
53,300	First Hawaiian, Inc.	146,537,810
87,000	JPMorgan Chase & Co.	607,422,025
12,800	PNC Financial Services Group, Inc.	119,289,514
273,600	Umpqua Holdings Corp.	464,682,969
22,700	Wells Fargo & Co.	119,277,102
		1,457,209,420
	COMPUTERS (2.2%)	

49,183	Leidos Holdings, Inc.	206,084,234
54,200	Western Digital Corp.	261,640,275
		<hr/>
		467,724,509
		<hr/>

COSMETICS/PERSONAL CARE (2.2%)

53,000	Procter & Gamble Co.	478,638,212
--------	----------------------	-------------

ELECTRIC (14.8%)

77,200	Ameren Corp.	394,627,686
37,400	Black Hills Corp.	226,344,116
43,500	DTE Energy Co.	417,996,341
50,400	Edison International	379,098,369
59,500	Entergy Corp.	481,272,701
116,300	Exelon Corp.	409,002,668
39,600	NextEra Energy, Inc.	495,373,374
60,700	WEC Energy Group, Inc.	375,956,842
		<hr/>
		3,179,672,097
		<hr/>

ENTERTAINMENT (2.4%)

233,300	Regal Entertainment Group Class A	515,929,011
---------	-----------------------------------	-------------

FOOD (2.1%)

92,600	ConAgra Foods, Inc.	446,434,346
--------	---------------------	-------------

FOREST PRODUCTS&PAPER (1.7%)

74,800	International Paper Co.	375,164,116
--------	-------------------------	-------------

INSURANCE (2.1%)

101,100	MetLife, Inc.	453,845,877
---------	---------------	-------------

株**数 銘柄名****公正価値****普通株式 (90.7%) (続き)**

(単位：円)

MISCELLANEOUS MANUFACTURER (1.7%)

111,800	General Electric Co.	361,260,383
---------	----------------------	-------------

OIL & GAS (4.3%)

52,500	Exxon Mobil Corp.	473,199,600
33,700	Helmerich & Payne, Inc.	210,749,015
31,800	Occidental Petroleum Corp.	252,777,551
		<hr/>
		936,726,166
		<hr/>

OIL & GAS SERVICES (2.3%)

60,000	Schlumberger Ltd.	490,281,890
--------	-------------------	-------------

PHARMACEUTICALS (4.1%)

38,900	Bristol-Myers Squibb Co.	230,915,633
26,700	Eli Lilly & Co.	214,723,298
34,700	Johnson & Johnson	428,334,463
		<hr/>
		873,973,394
		<hr/>

PIPELINES (0.6%)

46,000	Williams Cos, Inc.	132,938,797
--------	--------------------	-------------

REITS (20.0%)

94,000	Blackstone Mortgage Trust, Inc. Class A	289,936,574
58,300	Crown Castle International Corp.	571,487,776
57,300	DCT Industrial Trust, Inc.	288,695,664
81,800	Douglas Emmett, Inc.	317,794,515
32,500	EPR Properties	263,283,443
11,600	Equinix, Inc.	442,323,219
66,000	Iron Mountain, Inc.	262,213,926
106,900	Prologis, Inc.	587,247,959
7,600	Public Storage	176,040,574
19,600	Simon Property Group, Inc.	436,827,924
97,200	Starwood Property Trust, Inc.	230,233,893
136,800	Weyerhaeuser Co. Class REIT	450,674,560
		<hr/>
		4,316,760,027
		<hr/>

RETAIL (1.6%)

89,400	Best Buy Co., Inc.	355,827,977
--------	--------------------	-------------

SEMICONDUCTORS (3.6%)

13,300	Linear Technology Corp.	80,119,922
65,500	Maxim Integrated Products, Inc.	275,877,689
63,500	QUALCOMM, Inc.	414,251,477
		<hr/>
		770,249,088
		<hr/>

SOFTWARE (2.3%)

85,000	Microsoft Corp.	505,186,873
--------	-----------------	-------------

TELECOMMUNICATIONS (4.7%)

64,200	AT&T, Inc.	271,464,738
175,000	Cisco Systems, Inc.	569,099,358
375,900	Frontier Communications Corp.	178,853,592
		<hr/>
		1,019,417,688
		<hr/>

TRANSPORTATION (3.1%)

36,700	Union Pacific Corp.	362,638,034
26,300	United Parcel Service, Inc. Class B	297,115,583
		<hr/>
		659,753,617
		<hr/>

アメリカ 計 (取得原価18,263,115,508円)

17,995,734,192

普通株式 計 (取得原価19,950,698,342円)

19,542,281,454

転換優先株式 (2.4%)**アイルランド (1.0%)****PHARMACEUTICALS (1.0%)**

2,500	Allergan PLC 5.50%	215,315,463
		<hr/>

アイルランド 計 (取得原価283,961,435円)

215,315,463

株数	銘柄名	純資産比率（％）	公正価値
	転換優先株式（2.4%）（続き）		（単位：円）
	アメリカ（1.4%）		
	PIPELINES（1.4%）		
55,400	El Paso Energy Capital Trust I 4.75% ^(b)		297,918,239
	アメリカ 計（取得原価279,701,357円）		297,918,239
	転換優先株式 計（取得原価563,662,792円）		513,233,702
額面			
	確定利付証券（5.5%）		
	アメリカ（5.5%）		
	転換社債券（5.5%）		
	Extra Space Storage LP ^{(a)(b)}		
USD 3,500,000	3.13% due 10/01/35		393,925,725
	Knowles Corp. ^(a)		
USD 1,750,000	3.25% due 11/01/21		190,740,601
	Liberty Media Corp. ^{(a)(b)}		
USD 551,000	2.25% due 09/30/46		58,809,326
	LinkedIn Corp.		
USD 1,150,000	0.50% due 11/01/19		118,652,872
	Live Nation Entertainment, Inc.		
USD 180,000	2.50% due 05/15/19		19,944,853
	Priceline Group, Inc.		
USD 750,000	0.90% due 09/15/21		82,667,190
	Twitter, Inc.		
USD 1,225,000	1.00% due 09/15/21		117,363,167
	Vitamin Shoppe, Inc. ^(a)		
USD 2,100,000	2.25% due 12/01/20		209,475,265

	転換社債券 計		1,191,578,999
	アメリカ 計 (取得原価1,254,394,741円)		1,191,578,999
			<hr/>
	確定利付証券 計 (取得原価1,254,394,741円)		1,191,578,999
			<hr/>
	—		
	短期投資 (1.1%)		
	ケイマン諸島 (0.0%)		
	定期預金 (0.0%)		
	Brown Brothers Harriman & Co.		
GBP			
0 0	0.05% due 09/01/16		50
AUD			
42 42	0.44% due 09/01/16		3,273
	定期預金 計		3,323
			<hr/>
	ケイマン諸島 計 (取得原価3,323円)		3,323
			<hr/>
	ノルウェー (1.1%)		
	定期預金 (1.1%)		
	DnB NORBank ASA		
USD			
2,278,094			
2,278,094	0.15% due 09/01/16		235,634,659
	定期預金 計		235,634,659
			<hr/>
	ノルウェー 計 (取得原価235,634,659円)		235,634,659
			<hr/>
	短期投資 計 (取得原価235,637,982円)		235,637,982
			<hr/>
	有価証券 計 (取得原価22,004,393,857円)	99.7	21,482,732,137
	現金及びその他資産 (負債控除後)	0.3	67,612,411
			<hr/>
	純資産	100.0%	21,550,344,548
			<hr/>

(a) 規則144A証券 - 1933年証券法規則144Aに基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的に
は、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。

(b) コール条件付き証券

Class A - JPY Hedged Classの外国為替予約取引 2016年8月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価（損）	評価（損）益計
							/	/
JPY	Citibank NA	5,653,138	09/08/2016	USD	55,450	-	(81,668)	(81,668)
JPY	Citibank NA	1,479,106	09/08/2016	USD	14,166	13,979	-	13,979
JPY	Citibank NA	1,115,341	09/08/2016	USD	11,016	-	(23,943)	(23,943)
JPY	Citibank NA	1,428,814	09/08/2016	USD	13,497	32,944	-	32,944
JPY	Citibank NA	4,439,797	09/08/2016	USD	40,386	262,926	-	262,926
JPY	Citibank NA	122,150	09/08/2016	USD	1,224	-	(4,416)	(4,416)
	Societe							
JPY	Generale SA	958,930	09/08/2016	USD	9,560	-	(29,836)	(29,836)
	Societe							
JPY	Generale SA	1,401,805	09/08/2016	USD	13,691	-	(14,189)	(14,189)
	State Street							
JPY	Bank & Trust Co.	331,312	09/08/2016	USD	3,022	18,784	-	18,784
	State Street							
JPY	Bank & Trust Co.	9,596,487	09/08/2016	USD	90,820	203,546	-	203,546
	State Street							
JPY	Bank & Trust Co.	1,561,601,605	09/08/2016	USD	14,248,879	87,935,365	-	87,935,365
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	2,596,667	09/08/2016	USD	25,577	-	(48,553)	(48,553)
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	575,568	09/08/2016	USD	5,637	-	(7,476)	(7,476)
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	2,170,531	09/08/2016	USD	20,725	27,083	-	27,083
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	2,090,740	09/08/2016	USD	20,079	14,069	-	14,069
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	4,733,542	09/08/2016	USD	44,467	134,610	-	134,610
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	206,913	09/08/2016	USD	1,890	11,479	-	11,479
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	43,447,591	09/08/2016	USD	421,955	-	(192,374)	(192,374)
	Westpac Banking							
JPY	Corporation	660,438	09/08/2016	USD	6,173	22,005	-	22,005

	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		939,602	09/08/2016	USD	9,235	-	(15,517)	(15,517)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		647,455	09/08/2016	USD	6,441	-	(18,654)	(18,654)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		2,301,780	09/08/2016	USD	21,815	45,634	-	45,634
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		43,273,396	09/08/2016	USD	415,595	291,202	-	291,202
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		122,781	09/08/2016	USD	1,226	-	(4,028)	(4,028)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		2,537,115	09/08/2016	USD	24,688	-	(16,198)	(16,198)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		10,638,646	09/08/2016	USD	106,056	-	(330,016)	(330,016)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		1,143,172	09/08/2016	USD	11,301	-	(25,600)	(25,600)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		9,589,306	09/08/2016	USD	93,608	-	(91,953)	(91,953)
	Westpac	Banking							
JPY	Corporation		1,063,764	09/08/2016	USD	10,421	-	(14,009)	(14,009)
USD	Citibank NA		22,633	09/08/2016	JPY	2,353,748	-	(12,991)	(12,991)
USD	Citibank NA		44,800	09/08/2016	JPY	4,656,504	-	(23,175)	(23,175)
USD	Citibank NA		11,683	09/08/2016	JPY	1,235,167	-	(26,822)	(26,822)
USD	Citibank NA		79,635	09/08/2016	JPY	7,971,696	264,430	-	264,430
USD	Citibank NA		44,609	09/08/2016	JPY	4,475,124	138,517	-	138,517
USD	Citibank NA		44,531	09/08/2016	JPY	4,733,542	-	(127,960)	(127,960)
	State Street Bank								
USD	& Trust Co.		18,084	09/08/2016	JPY	1,893,874	-	(23,535)	(23,535)
	State Street Bank								
USD	& Trust Co.		23,554	09/08/2016	JPY	2,356,981	79,050	-	79,050
	State Street Bank								
USD	& Trust Co.		94,861	09/08/2016	JPY	10,123,773	-	(312,918)	(312,918)
	State Street Bank								
USD	& Trust Co.		5,110	09/08/2016	JPY	517,484	11,037	-	11,037
	Westpac	Banking							
USD	Corporation		3,705	09/08/2016	JPY	392,720	-	(9,584)	(9,584)
	Westpac	Banking							
USD	Corporation		356,410	09/08/2016	JPY	36,516,185	344,902	-	344,902
	Westpac	Banking							
USD	Corporation		8,114	09/08/2016	JPY	863,900	-	(24,674)	(24,674)
	Westpac	Banking							
USD	Corporation		2,104	09/08/2016	JPY	215,614	2,036	-	2,036

Westpac	Banking									
USD	Corporation	69,168	09/08/2016	JPY	7,274,236	-	(120,676)	(120,676)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	305,085	09/08/2016	JPY	32,460,982	-	(908,082)	(908,082)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	33,701	09/08/2016	JPY	3,554,451	-	(69,018)	(69,018)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	64,183	09/08/2016	JPY	6,797,729	-	(159,662)	(159,662)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	94,627	09/08/2016	JPY	9,940,695	-	(154,043)	(154,043)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	134,055	09/08/2016	JPY	13,958,441	-	(94,052)	(94,052)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	25,957	09/08/2016	JPY	2,663,188	21,400	-	21,400		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	53,644	09/08/2016	JPY	5,458,879	89,130	-	89,130		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	689,927	09/08/2016	JPY	69,728,895	1,625,684	-	1,625,684		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	50,915	09/08/2016	JPY	5,161,250	104,508	-	104,508		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	80	09/08/2016	JPY	8,080	187	-	187		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	95,021	09/08/2016	JPY	10,040,842	-	(213,427)	(213,427)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	13,192	09/08/2016	JPY	1,395,872	-	(31,512)	(31,512)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	27,217	09/08/2016	JPY	2,828,241	-	(13,387)	(13,387)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	15,274	09/08/2016	JPY	1,683,954	-	(104,315)	(104,315)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	491,732	09/08/2016	JPY	51,440,998	-	(584,418)	(584,418)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	8,431	09/08/2016	JPY	848,321	23,625	-	23,625		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	43,682	09/08/2016	JPY	4,733,542	-	(215,773)	(215,773)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	225,210	09/08/2016	JPY	23,973,702	-	(681,752)	(681,752)		
Westpac	Banking									
USD	Corporation	34,764	11/16/2016	JPY	3,584,681	-	(392)	(392)		
									/	
						/	91,718,132	/	(4,830,598)	86,887,534

Class B - JPY Unhedged Classの外国為替予約取引 2016年8月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価（損）	評価（損）益計
EUR	Citibank NA Societe	7,982	09/08/2016	USD	8,977	/ 19,344	/ (28,168)	/ (8,824)
EUR	Generale SA Westpac Banking	19,177	09/08/2016	USD	21,460	126,478	(136,653)	(10,175)
EUR	Corporation Westpac Banking	8,906	09/08/2016	USD	9,967	48,190	(53,002)	(4,812)
EUR	Corporation Westpac Banking	16,900	09/08/2016	USD	19,229	55,853	(97,559)	(41,706)
EUR	Corporation Westpac Banking	16,809	09/08/2016	USD	18,792	131,816	(138,802)	(6,986)
EUR	Corporation Westpac Banking	34,469	09/08/2016	USD	39,259	142,621	(231,864)	(89,243)
EUR	Corporation Westpac Banking	15,007	09/08/2016	USD	16,774	100,281	(106,215)	(5,934)
EUR	Corporation Westpac Banking	3,938	09/08/2016	USD	4,416	26,318	(29,372)	(3,054)
GBP	Corporation	107	09/08/2016	USD	156	589	(2,206)	(1,617)
USD	Citibank NA Westpac Banking	128,985	09/08/2016	EUR	115,210	843,719	(776,707)	67,012
USD	Corporation Westpac Banking	9,081	09/08/2016	EUR	7,978	54,646	(34,569)	20,077
USD	Corporation	156	09/08/2016	GBP	107	2,631	(942)	1,689
						/ 1,552,486	/ (1,636,059)	/ (83,573)

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

取引先	デリバティブ		担保受取	担保差入	純額*		
	資産の価値	負債の価値					
店頭デリバティブ							
外国為替予約取引							
	/	/	(1,105,850)	/-	/-	/	470,009
CITI	1,575,859						
SOG	126,478	(180,678)	-	-			(54,200)
WSTP	3,320,499	(4,843,676)	-	-			(1,523,177)
SSB	88,427,782	(336,453)	-	-			87,911,329

マスター契約に基づく

デリバティブ資産の合計

/	93,270,618	/	(6,466,657)	/	-	/	-	/	86,803,961
---	------------	---	-------------	---	---	---	---	---	------------

*純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から(または取引先に)生じる受取り(または支払い)の額をあらわしている。純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

通貨:

EUR - ユーロ

GBP - イギリスポンド

JPY - 日本円

USD - アメリカドル

略称:

CITI - Citibank NA

SOG - Societe Generale SA

SSB - State Street Bank & Trust Co.

WSTP - Westpac Banking Corp.

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記(抜粋)

2016年8月31日現在

重要な会計方針

このファンドの財務諸表は、ファンドの決算期間である2015年9月1日から2016年8月31日を反映したもので、ファンドの決算期末は8月の最終営業日(営業日とは、ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨーク市の銀行が通常の業務を行っている日)である。

以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(「米国GAAP」)に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額(「純資産額」)は、「営業日」(ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行が営業している日及び受託会社が決定するその他の時点(それぞれ「計算日」)に計算される。純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬及び費用等を含む、ファンドの全ての資産及び負債を考慮して計算される。

当ファンドの各クラスの純資産額は、日本円で計算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常各営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は少数点以下4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上されている。公正価値は通常、終値ベースの売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。

国内外の確定利付証券は、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価額の推計値を利用している。最新の公表価格がない、債務不履行または倒産手続き中の証券は、取得可能な最新の市場価格または公表価格で評価される。満期までの残存期間が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価した投資は、価格提供サービスから得た為替レートをを用いて機能通貨へ換算される。このため、本ファンドの受益証券の純資産額は機能通貨に対する通貨価値の変動の影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券、または機能通貨以外の通貨建ての有価証券の価値は、ニューヨーク証券取引所が休場の日に、重大な影響を受ける可能性があり、また、純資産額は、投資家が受益証券を購入、買戻請求または交換できない日に変動する可能性がある。

日本円建て以外の資産の評価は、独立の価格提供サービスから得られる適切な換算レートで日本円に換算される。このため、本ファンドの純資産額は、原通貨と日本円との間の通貨価値の変動に影響される可能性がある。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（アドミニストレーター）が誠実に決定した公正価値で評価する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所または有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で算出されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を必要とすることがある。本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債の未調整の公表価格に基づく評価（レベル1）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル3）である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 公正価値の測定は、同一の資産または負債の活発な市場での(調整なしの)公表価格によるものである。
- ・レベル2： 公正価値の測定は、資産または負債に係る直接的（例えば価格）または間接的（例えば価格から派生したもの）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットによるものである。
- ・レベル3： 公正価値の測定は、観察可能な市場データに基づかない（観察不可能なインプット）資産または負債のインプットを用いた評価技法によるものである。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要なインプットの最も低いレベルに基づいている。しかし、何をもち「観察可能」と判定するかには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

<投資>

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、上場株式、リート及び定期預金が含まれる。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整しない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、通常、投資適格転換社債が含まれる。レベル2の有価証券は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

<デリバティブ取引>

本ファンドは、ヘッジ目的でデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させることができるが、一方で市場が本ファンドによって予想された方向と異なる方向に動いたり、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると収益を減少させ、または損失を生じさせる場合がある。

また、ヘッジ取引は、デリバティブ取引の価値の変動が、予想したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジされている保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくはヘッジ取引が利用可能である、あるいはコストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンド

がデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引される。先物取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値の分類上、レベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等の観察可能なインプットが入手でき、且つそれらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて評価する。モデルが使われている場合は、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。

一般的な外国為替予約取引のような一部の店頭デリバティブ取引では、インプットが通常は市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットを含んでいるからである。

次の表は、2016年8月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

	(未調整)	重要なその他	重要な観察	
	活発な市場における同一の投資	の観察可能な	不可能な	
	に係る公表価格を反映したイン	インプット	インプット	2016年8月31日
資産:	プット(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)	時点での公正価値
普通株式				
Belgium	/ 275,824,420	/ -	/ -	/ 275,824,420
Canada	218,160,753	-	-	218,160,753
Germany	299,311,405	-	-	299,311,405
Netherlands	268,209,432	-	-	268,209,432
United Kingdom	485,041,252	-	-	485,041,252
United States	17,995,734,192	-	-	17,995,734,192
転換社債券				
United States	-	1,191,578,999	-	1,191,578,999
転換優先株式				
Ireland	215,315,463	-	-	215,315,463
United States	297,918,239	-	-	297,918,239

短期投資

Time Deposits	235,637,982	-	-	235,637,982
---------------	-------------	---	---	-------------

有価証券 計	/ 20,291,153,138	/ 1,191,578,999	/ -	/ 21,482,732,137
---------------	-------------------------	------------------------	------------	-------------------------

金融デリバティブ取引****資産**

外国為替予約取引	/ -	/ 93,270,618	/ -	/ 93,270,618
----------	-----	--------------	-----	--------------

負債

外国為替予約取引	/ -	/ (6,466,657)	/ -	/ (6,466,657)
----------	-----	---------------	-----	---------------

*分類についての詳細な情報は、有価証券明細表を参照。

**為替予約取引のような金融デリバティブ取引は、未実現損益で評価している。

2016年8月31日に終了した期間におけるレベル1、レベル2およびレベル3間の移動はなかった。

2016年8月31日現在、レベル3で評価された証券はなかった。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却/増価される。受取利息は、割引による増価及びプレミアムの償却を調整し、発生主義で計上される。回収が見込めない証券のクーポン収入は計上されない。分配金は配当落ち日に計上される。収益は、外国源泉税額の回収が不確実な場合は、控除後の実額で計上される。

(D) 不動産投資信託（リート）

本ファンドは、米国不動産投資信託（「USリート」）から受け取る分配金を、当該リートから提供される情報に基づき区分して再集計している。その区分は、経常利益、長期および短期のキャピタルゲインおよび資本の払い出しである。

USリートから情報がタイムリーに利用できない場合、財務報告のための再集計は推計ベースで行い、次年度の会計報告において改めて再集計を行う。

USリートから収益を超過して受け取った分配金は、投資費用や実現益の減少として計上される。本ファンドは、受け取った分配金を課税ベースと財務報告ベースとで区別し、課税ベースでの収益を超過して受け取った分配金のみを資本の払い出しとして財務諸表に計上している。

外国企業から受け取った配当に関しては、一般的にこれらの企業が課税報告目的上は受動的外国投資会社と判定されることから再集計することなく配当金として計上している。

(E) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。

本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月17日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

各クラスの受益証券保有者は月ごとの分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

2016年8月31日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金	金額
Class A - JPY Hedged Class	/ 50,528,162
Class B - JPY Unhedged Class	686,622,986
分配金合計	/ 737,151,148

(F) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現及び未実現損益に含めて計上している。

(G) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、受託会社の判断により、カストディアンを通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これは当ファンドの有価証券明細表上では短期投資として分類されている。

(H) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することがある。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に、設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

また、本ファンドは、日本人投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定クラスの外国為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2015年8月31日現在締結されている外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ

ブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、業績及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、外国為替予約取引をトレーディング目的で行っており、主として外国為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は損益計算書の外国為替予約取引に関する実現損益または未実現損益の純変動額として計上される。

2016年8月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値
ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	外国為替リスク*
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る評価益	/ 93,270,618
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る評価損	/ (6,466,657)

*グロス評価額は、外国為替予約取引に係る評価（損）益として貸借対照表の科目に記載されている。

2016年8月31日に終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響
ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	外国為替リスク
運用の結果として認識された	
デリバティブに係る実現（損）益	
外国為替予約取引に係る実現益	/ 168,148,742
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現（損）益の変動	
外国為替予約取引に係る未実現益の変動	/ 56,194,386

2016年8月31日に終了した年度における、外国為替予約取引の月次の未決済の平均想定元本はおよそ次の通り：

ファンドレベル*	/ 17,283,983
Class A - JPY Hedged	/ 2,140,355,038
Class B - JPY Unhedged	/ 72,310,378

* 2016年2月、3月及び4月にファンドレベルで外国為替予約取引を行った。

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター契約などの「マスター・ネットリング契約」の当事者である。当該マスター契

約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項等が含まれる場合がある。

担保要求はファンドの各取引相手先とのネット・ポジションに基づいて決定される。担保は現金、米国政府または政府関連機関によって発行された債券もしくは本ファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条項に従ってファンドに提供された担保がある場合は、ファンドの保管会社によって分別保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保がある場合は、ファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの有価証券明細表と貸借対照表において識別される。2016年8月31日時点では、本ファンドが担保として提供している有価証券または現金はない。

ファンド側の取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方側の取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択し、同当事者による合理的決定に基づいて、全ての未決済デリバティブ契約および外国為替取引を決済（期限前終了によって生じた損失および費用の支払いを含む）することができる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

<参考>

当ファンドは、「Total Return Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2016年3月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表は作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「Total Return Fund」の2016年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位:円)

資産の部

有価証券（公正価値）（取得原価 28,970,649,847円）	28,249,528,856
外貨（時価）（取得原価 111,974円）	111,968
外国為替予約取引に係る評価益	35,063,101
未収入金:	
有価証券売却分	179,677,730
受益証券発行分	1,184,052,344
利息	110,833,999
受託会社への前払い金	1,088,009
その他資産	1,316,027
資産 合計	29,761,672,034

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損	12,458,703
----------------	------------

変動証拠金	9,284,189
未払金:	
有価証券購入分	193,845,383
特約日受渡取引に係る有価証券購入分	4,913,618,398
カストディーフィー	6,472,008
専門家報酬	4,848,094
管理会社報酬	1,768,726
名義書換代理人	1,765,269
負債 合計	5,144,060,770

純資産 **24,617,611,264**

Class ACS	418,033,429
Class JPY	1,449,664,675
Class USD	22,749,913,160
	24,617,611,264

発行済受益証券

Class ACS	457,031,793
Class JPY	1,593,208,187
Class USD	21,117,316,120

受益証券一口あたりの純資産

Class ACS	0.9147
Class JPY	0.9099
Class USD	1.0773

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

損益計算書（2016年3月31日に終了した年度）

（単位：円）

収益

受取利息（源泉税 16,527,759円控除後）	545,314,756
受取配当金（源泉税 117,830,720円控除後）	274,340,208
その他収益	1,521,075
 収益 合計	821,176,039

費用

カストディーフィー	37,271,547
管理会社報酬	7,218,535

名義書換代理人報酬	6,593,765
専門家報酬	5,035,736
受託会社報酬	1,313,315
ファンド登録費用	849,419
その他費用	432,281
費用 合計	58,714,598
純利益	762,461,441
実現及び未実現（損）益：	
実現（損）益：	
有価証券	(333,722,819)
先物取引	(246,704,456)
外国為替取引及び外国為替予約取引	232,557,399
実現損 合計	(347,869,876)
未実現（損）益の変動：	
有価証券	(2,581,657,763)
先物取引	81,376,155
外国為替取引及び外国為替予約取引	104,296,210
未実現損の変動 合計	(2,395,985,398)
実現及び未実現損 合計	(2,743,855,274)
運用による純資産の減少額	(1,981,393,833)
添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。	
純資産変動計算書（2016年3月31日に終了した年度）	（単位：円）
運用による純資産の増（減）額：	
純利益	762,461,441
実現損	(347,869,876)
未実現損の正味変動	(2,395,985,398)
運用による純資産の減少額	(1,981,393,833)
受益者への分配金	(1,122,771,781)
ファンドの受益証券の取引による純資産の増加額	6,846,427,441
純資産の増加額	3,742,261,827
純資産	
期首	20,875,349,437
期末	24,617,611,264

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表（2016年3月31日現在）

額面		銘柄名	公正価値
		確定利付債 (83.7%)	(単位：円)
		カナダ (0.5%)	
		社債券 (0.5%)	
		Transcanada Trust	
USD	1,250,000	5.63% due 05/20/75 ^{(a),(b)}	124,077,053
		社債券 計	124,077,053
		カナダ 計 (取得原価139,420,892円)	124,077,053
		フランス (0.5%)	
		社債券 (0.5%)	
		Electricite de France S.A.	
USD	405,000	5.63% ^{(a),(b),(c),(d)}	41,821,476
		Societe Generale S.A.	
USD	640,000	5.63% due 11/24/45 ^(d)	70,370,922
		社債券	112,192,398
		フランス 計 (取得原価119,828,707円)	112,192,398
		メキシコ (0.2%)	
		社債券(0.2%)	
		Grupo Bimbo SAB de CV	

USD	520,000	4.88% due 06/27/44	54,498,698
		社債券 計	54,498,698
		メキシコ 計 (取得原価53,917,360円)	54,498,698
		社債券 (0.5%)	
		オランダ (0.3%)	
		社債券(0.3%)	
		ING Groep NV	
USD	750,000	6.50% ^{(a),(b),(c)}	77,657,919
		社債券 計	77,657,919
		オランダ 計 (取得原価91,120,047円)	77,657,919
		イギリス (1.0%)	
		社債券(1.0%)	
		HSBC Holdings PLC	
USD	400,000	5.63% ^{(a),(b),(c)}	43,242,852
		Lloyds Banking Group PLC	
USD	960,000	7.50% ^{(a),(b),(c)}	107,079,164
		Royal Bank of Scotland Group PLC	
USD	960,000	8.00% ^{(a),(b),(c)}	103,151,633
		社債券 計	253,473,649
		イギリス 計 (取得原価281,715,466円)	253,473,649
		アメリカ (81.2%)	
		資産担保証券 (15.5%)	
		Aames Mortgage Investment Trust 2006-1 Class A4	
USD	775,000	0.99% due 04/25/36 ^{(a),(b)}	76,478,305
		Accredited Mortgage Loan Trust 2006-1 Class A4	
USD	560,000	0.72% due 04/25/36 ^{(a),(b)}	54,860,241
		Aegis Asset Backed Securities Trust 2005-3 Class M2	
USD	680,000	0.91% due 08/25/35 ^{(a),(b)}	65,180,556

		American Airlines 2014-1 Class B Pass Through Trust	
USD	1,290,438	4.38% due 10/01/22	143,882,786
		Ameriquest Mortgage Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2005-R7 Class M2	
USD	330,000	0.94% due 09/25/35 ^{(a),(b)}	33,196,390
		Ameriquest Mortgage Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2005-R8 Class M3	
USD	710,000	0.94% due 10/25/35 ^{(a),(b)}	65,045,953
		Argent Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2005-W2 Class M1	
USD	700,000	0.92% due 10/25/35 ^{(a),(b)}	63,552,287
		Argent Securities, Inc. Class M1	
USD	36,943	1.56% due 09/25/33 ^{(a),(b)}	3,557,501
		Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2004-R2 Class A1A	
USD	135,183	1.13% due 04/25/34 ^{(a),(b)}	14,971,555

額面**銘柄名****公正価値****確定利付債 (83.7%)(続き)**

(単位：円)

アメリカ (81.2%)(続き)**資産担保証券 (15.5%)(続き)**

		Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2005-AQ2 Class M1	
USD	1,170,000	0.92% due 09/25/35 ^{(a),(b)}	110,859,637
		Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2005-TC1 Class M1	
USD	78,011	0.87% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	8,294,379
		Bear Stearns Asset Backed Securities Trust 2006-2 Class M1	
USD	567,911	0.85% due 07/25/36 ^{(a),(b)}	62,709,910
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2005-NC2 Class M4	
USD	1,398,156	1.45% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	152,833,716
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2005-NC5 Class M1	
USD	830,000	0.91% due 10/25/35 ^{(a),(b)}	81,564,206
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2005-OPT2 Class M4	
USD	420,000	1.41% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	42,119,907
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-NC1 Class A4	
USD	815,000	0.74% due 01/25/36 ^{(a),(b)}	76,563,059

		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-RFC1 Class A3	
USD	660,407	0.58% due 05/25/36 ^{(a),(b)}	71,474,740
		Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-RFC1 Class A4	
USD	610,000	0.67% due 05/25/36 ^{(a),(b)}	55,851,058
		Centex Home Equity Loan Trust 2005-D Class M3	
USD	750,000	0.91% due 10/25/35 ^{(a),(b)}	74,297,036
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2013-GC15 Class XA	
USD	5,215,066	1.24% due 09/10/46 ^(b)	29,940,111
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2013-GC17 Class XA	
USD	2,746,268	1.49% due 11/10/46 ^(b)	18,278,043
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2015-GC27 Class XA	
USD	1,512,828	1.44% due 02/10/48 ^(b)	15,724,056
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2015-GC29 Class XA	
USD	3,049,655	1.17% due 04/10/48 ^(b)	24,795,962
		Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. Class M1	
USD	530,000	0.71% due 11/25/36 ^{(a),(b)}	48,443,284
		Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. Class M2	
USD	275,000	0.80% due 01/25/36 ^{(a),(b)}	28,991,066
		COMM 2013-CCRE11 Mortgage Trust Class XA	
USD	4,437,073	1.17% due 10/10/46 ^(b)	30,204,553
		COMM 2014-CCRE16 Mortgage Trust Class XA	
USD	3,739,155	1.24% due 04/10/47 ^(b)	25,751,571
		COMM 2014-CCRE17 Mortgage Trust Class XA	
USD	4,764,328	1.18% due 05/10/47 ^(b)	32,655,209
		COMM 2014-LC15 Mortgage Trust Class XA	
USD	2,687,273	1.39% due 04/10/47 ^(b)	20,252,030
		COMM 2014-UBS3 Mortgage Trust Class XA	
USD	2,453,617	1.34% due 06/10/47 ^(b)	19,425,267
		COMM 2014-UBS6 Mortgage Trust Class XA	
USD	5,844,276	1.07% due 12/10/47 ^(b)	39,541,511
		Csail 2015-C2 Commercial Mortgage Trust Class XA	
USD	5,796,430	0.90% due 06/15/57 ^(b)	36,196,050
		CWABS Asset-Backed Certificates Trust 2005-Ab1 Class M1	
USD	580,000	1.06% due 08/25/35 ^{(a),(b)}	59,158,416
		EquiFirst Mortgage Loan Trust 2003-2 Class 1A1	
USD	67,329	1.57% due 09/25/33 ^{(a),(b)}	7,271,627

		FBR Securitization Trust 2005-2 Class M2	
USD	435,000	1.19% due 09/25/35 ^{(a),(b)}	42,535,545
		Fieldstone Mortgage Investment Trust Series 2005-1 Class M5	
USD	840,000	1.56% due 03/25/35 ^{(a),(b)}	85,524,769
		GS Mortgage Securities Trust 2014-GC18 Class XA	
USD	3,635,118	1.25% due 01/10/47 ^(b)	25,715,212
		Home Equity Asset Trust 2005-8 Class M1	
USD	252,000	0.86% due 02/25/36 ^{(a),(b)}	26,383,688
		Home Equity Mortgage Trust Class M2	
USD	101,662	2.03% due 02/25/35 ^{(a),(b)}	10,680,735
		HSI Asset Securitization Corp. Trust 2006-OPT1 Class 2A4	
USD	575,000	0.73% due 12/25/35 ^{(a),(b)}	57,875,225
		HSI Asset Securitization Corp. Trust 2006-OPT2 Class M2	
USD	790,000	0.82% due 01/25/36 ^{(a),(b)}	70,876,752
		JP Morgan Alternative Loan Trust Class 12A3	
USD	427,913	0.62% due 06/25/37 ^{(a),(b)}	44,944,403
		JP Morgan Mortgage Acquisition Trust 2006-CW1 Class A4	
USD	49,824	0.58% due 05/25/36 ^{(a),(b)}	5,590,601

額面**銘柄名****公正価値****確定利付債 (83.7%)(続き)**

(単位：円)

アメリカ (81.2%)(続き)**資産担保証券 (15.5%)(続き)**

		JP Morgan Mortgage Acquisition Trust 2007-CH1 Class MV2	
USD	460,000	0.72% due 11/25/36 ^{(a),(b)}	44,347,613
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust 2013-C13 Class XA	
USD	2,933,913	1.16% due 11/15/46 ^(b)	19,669,485
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust Class XA	
USD	3,431,979	1.19% due 04/15/47 ^(b)	23,435,508
		Morgan Stanley Home Equity Loan Trust 2006-2 Class A4	
USD	279,804	0.71% due 02/25/36 ^{(a),(b)}	28,950,753
		New Century Home Equity Loan Trust Series 2005-B Class A2D	
USD	425,000	0.83% due 10/25/35 ^{(a),(b)}	45,065,579

		Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust Series 2006-HE1 Class M1	
USD	775,000	0.84% due 02/25/36 ^{(a),(b)}	79,685,109
		Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2004-WHQ Class M4	
USD	229,563	2.16% due 09/25/34 ^{(a),(b)}	22,071,362
		Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2004-WHQ2 Class M3	
USD	250,000	1.47% due 02/25/35 ^{(a),(b)}	27,215,677
		Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates Series 2004-WWF Class M4	
USD	120,000	2.08% due 12/25/34 ^{(a),(b)}	12,972,527
		Popular ABS Mortgage Pass-Through Trust 2005-4 Class M1	
USD	520,000	0.89% due 09/25/35 ^{(a),(b)}	51,071,904
		RAAC Series 2006-SP2 Trust Class M1	
USD	550,000	0.77% due 02/25/36 ^{(a),(b)}	55,478,527
		RAMP Series 2005-RS2 Trust Class M3	
USD	1,500,000	0.98% due 02/25/35 ^{(a),(b)}	162,712,227
		RAMP Series 2005-RZ1 Trust Class M5	
USD	501,667	1.06% due 10/25/34 ^{(a),(b)}	50,480,638
		RAMP Series 2005-RZ2 Trust Class M4	
USD	500,000	0.99% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	49,736,074
		RAMP Series 2006-RZ1 Trust Class M1	
USD	425,000	0.83% due 03/25/36 ^{(a),(b)}	43,979,519
		RAMP Series 2006-RZ1 Trust Class M2	
USD	420,000	0.85% due 03/25/36 ^{(a),(b)}	41,091,583
		RASC Series 2005-KS12 Trust Class M2	
USD	860,000	0.89% due 01/25/36 ^{(a),(b)}	81,421,278
		RASC Series 2005-KS4 Trust Class M3	
USD	610,000	1.38% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	57,765,753
		RASC Series 2005-KS6 Trust Class M5	
USD	1,100,000	1.08% due 07/25/35 ^{(a),(b)}	113,492,686
		Renaissance Home Equity Loan Trust 2005-1 Class AV3	
USD	975,720	0.76% due 05/25/35 ^{(a),(b)}	94,252,222
		Renaissance Home Equity Loan Trust 2005-2 Class AV3	
USD	710,223	0.80% due 08/25/35 ^{(a),(b)}	71,654,855
		Securitized Asset Backed Receivables LLC Trust 2006-OP1 Class M2	

USD	845,000	0.82% due 10/25/35 ^{(a),(b)} Soundview Home Loan Trust 2005-OPT1 Class M2	82,025,391
USD	990,000	1.11% due 06/25/35 ^{(a),(b)} Soundview Home Loan Trust 2005-OPT3 Class M1	97,448,691
USD	560,000	0.90% due 11/25/35 ^{(a),(b)} Soundview Home Loan Trust 2006-1 Class A4	52,195,928
USD	630,000	0.73% due 02/25/36 ^{(a),(b)} Structured Asset Investment Loan Trust 2003-BC5 Class M1	64,472,774
USD	135,588	1.56% due 06/25/33 ^{(a),(b)} Structured Asset Investment Loan Trust 2004-6 Class A3	14,789,047
USD	170,904	1.23% due 07/25/34 ^{(a),(b)} Structured Asset Investment Loan Trust 2005-3 Class M2	18,097,487
USD	100,000	1.09% due 04/25/35 ^{(a),(b)} Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Series 2005-WF4 Class M4	10,807,772
USD	790,000	1.01% due 11/25/35 ^{(a),(b)} Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Series 2006-AM1 Class A4	75,123,667
USD	880,165	0.59% due 04/25/36 ^{(a),(b)} UBS-Barclays Commercial Mortgage Trust Series 2012-C4 Class XA	93,651,507
USD	2,235,188	1.81% due 12/10/45 ^{(b),(d)} Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-LC16 Class A1	21,154,715
USD	139,114	1.29% due 08/15/50	15,590,100

額面**銘柄名****公正価値****確定利付債 (83.7%)(続き)**

(単位：円)

アメリカ (81.2%)(続き)**資産担保証券 (15.5%)(続き)**

WFRBS Commercial Mortgage Trust 2014-LC14 Class XA

USD	2,579,538	1.42% due 03/15/47 ^(b)	19,692,143
-----	-----------	-----------------------------------	------------

資産担保証券 計3,805,649,009**社債券(22.0%)**

Air Lease Corp.

USD	1,120,000	3.88% due 04/01/21 ^(a)	128,557,399
-----	-----------	-----------------------------------	-------------

		Allstate Corp.	
USD	500,000	5.75% due 08/15/53 ^{(a),(b)}	57,216,079
		Ally Financial, Inc.	
USD	815,000	3.25% due 02/13/18	90,914,909
		American Express Co.	
USD	1,450,000	4.90% ^{(a),(b),(c)}	146,471,756
		Anadarko Petroleum Corp.	
USD	395,000	3.45% due 07/15/24 ^(a)	39,605,205
		Anheuser-Busch InBev Finance, Inc.	
USD	915,000	4.90% due 02/01/46 ^(a)	115,212,321
		Apache Corp.	
USD	440,000	4.75% due 04/15/43 ^(a)	44,551,642
		Apple, Inc.	
USD	1,010,000	4.65% due 02/23/46 ^(a)	124,231,391
		AT&T, Inc.	
USD	1,210,000	4.75% due 05/15/46 ^(a)	133,184,150
USD	1,250,000	5.35% due 09/01/40	148,236,077
		Bank of America Corp.	
USD	635,000	5.13% ^{(a),(b),(c)}	67,534,642
USD	1,685,000	6.10% ^{(a),(b),(c)}	186,781,520
USD	310,000	6.25% ^{(a),(b),(c)}	34,189,153
		CCO Safari II LLC	
USD	960,000	4.91% due 07/23/25 ^{(a),(d)}	113,980,397
USD	915,000	6.48% due 10/23/45 ^{(a),(d)}	114,750,563
		Citigroup, Inc.	
USD	1,580,000	5.95% ^{(a),(b),(c)}	171,146,673
		Corporate Office Properties LP	
USD	1,350,000	3.70% due 06/15/21 ^(a)	150,873,527
		Dominion Resources, Inc.	
USD	850,000	5.75% due 10/01/54 ^{(a),(b)}	91,857,622
		DR Horton, Inc.	
USD	505,000	4.00% due 02/15/20	58,746,056
		Education Realty Operating Partnership LP	
USD	290,000	4.60% due 12/01/24 ^(a)	32,286,564
		Energy Transfer Partners LP	
USD	400,000	6.50% due 02/01/42 ^(a)	40,936,461
		EPR Properties	

USD	960,000	5.75% due 08/15/22 ^(a) Exelon Generation Co. LLC	116,482,256
USD	595,000	5.60% due 06/15/42 ^(a) Ford Motor Credit Co. LLC	64,884,556
USD	1,010,000	3.34% due 03/18/21 General Electric Co.	116,949,037
USD	1,083,000	5.00% ^{(a),(b),(c)} General Motors Co.	125,527,651
USD	610,000	6.75% due 04/01/46 ^(a) Glencore Funding LLC	78,205,212
USD	570,000	2.88% due 04/16/20 ^(d)	57,070,900
USD	985,000	4.00% due 04/16/25 ^(d) Goldman Sachs Group, Inc.	86,993,640
USD	770,000	5.15% due 05/22/45	88,251,924
USD	785,000	5.70% ^{(a),(b),(c)} Hewlett Packard Enterprise Co.	86,355,184
USD	880,000	4.90% due 10/15/25 ^{(a),(d)}	101,981,449
USD	1,470,000	6.35% due 10/15/45 ^{(a),(d)} JPMorgan Chase & Co.	162,910,036
USD	730,000	5.00% ^{(a),(b),(c)}	78,458,733
USD	1,515,000	6.00% ^{(a),(b),(c)} Kinder Morgan Energy Partners LP	171,810,928
USD	320,000	5.50% due 03/01/44 ^(a)	31,923,668
USD	445,000	6.50% due 09/01/39	47,485,227

額面銘柄名公正価値

確定利付債 (83.7%)(続き)

(単位：円)

アメリカ (81.2%)(続き)

社債券(22.0%) (続き)

Kinder Morgan, Inc.

USD	1,005,000	5.55% due 06/01/45 ^(a) Marathon Oil Corp.	100,727,799
USD	1,060,000	3.85% due 06/01/25 ^(a)	96,991,171

		MetLife, Inc.	
USD	1,000,000	5.25% ^{(a),(b),(c)}	107,688,457
		Morgan Stanley	
USD	415,000	3.95% due 04/23/27	46,797,103
USD	1,075,000	4.35% due 09/08/26	124,598,339
USD	795,000	5.45% ^{(a),(b),(c)}	84,551,245
USD	1,250,000	5.55% ^{(a),(b),(c)}	138,667,329
		Newell Rubbermaid, Inc.	
USD	445,000	5.50% due 04/01/46 ^(a)	54,542,802
		Omega Healthcare Investors, Inc.	
USD	965,000	4.50% due 01/15/25 ^(a)	105,493,134
		Prudential Financial, Inc.	
USD	1,020,000	5.20% due 03/15/44 ^{(a),(b)}	110,507,729
USD	715,000	5.38% due 05/15/45 ^{(a),(b)}	79,659,252
		Qwest Corp.	
USD	845,000	6.75% due 12/01/21	102,334,241
		Seagate HDD Cayman	
USD	825,000	4.75% due 06/01/23	76,921,119
USD	560,000	4.88% due 06/01/27 ^{(a),(d)}	47,479,630
		Verizon Communications, Inc.	
USD	1,779,000	4.67% due 03/15/55	192,793,267
		Viacom, Inc.	
USD	420,000	5.25% due 04/01/44 ^(a)	42,605,590
		Voya Financial, Inc.	
USD	825,000	5.65% due 05/15/53 ^{(a),(b)}	86,698,692
		Wells Fargo & Co.	
USD	1,680,000	5.90% ^{(a),(b),(c)}	191,891,980
		Williams Partners LP	
USD	1,275,000	3.60% due 03/15/22 ^(a)	118,150,684
		社債券 計	5,415,654,071
		国債(43.7%)	
		Fannie Mae Pool	
USD	10,230,000	4.00% due 04/25/45	1,228,580,157
USD	8,845,000	4.50% due 04/01/46	1,081,897,128
		Freddie Mac Gold Pool	
USD	3,120,000	3.00% due	366,617,019

USD	10,190,000	4.00% due 04/01/45	1,222,434,131
USD	3,375,000	4.50% due 04/01/45	412,103,308
		Ginnie Mae II pool	
USD	5,095,000	4.00% due 04/01/45	612,178,949
		U.S. Treasury Bill	
USD	600,000	0.17% due 07/21/16 ^(e)	67,401,755
		U.S. Treasury Bonds	
USD	1,200,000	3.88% due 08/15/40	169,085,057
		U.S. Treasury Inflation Indexed Bonds	
USD	828,299	0.75% due 02/15/42	90,581,400
USD	2,188,253	1.75% due 01/15/28	285,523,040
USD	3,300,498	2.00% due 01/15/26	434,795,225
USD	2,810,243	3.88% due 04/15/29	452,771,821
		U.S. Treasury Inflation Indexed Note	
USD	4,891,271	0.25% due 01/15/25	554,847,365
		U.S. Treasury Notes	
USD	7,000,000	0.50% due 04/30/17	785,704,427
USD	9,150,000	0.63% due 05/31/17	1,027,992,582
USD	9,340,000	1.50% due 02/28/23	1,046,899,212
USD	6,425,000	2.75% due 02/15/24	782,094,803
USD	635,000	3.63% due 08/15/19	77,688,284
USD	365,000	6.25% due 08/15/23	54,478,012
		国債 計	10,753,673,675
		アメリカ 計 (取得原価 20,177,177,527円)	19,974,976,755
		確定利付債 計 (取得原価 20,863,179,999円)	20,596,876,472

<u>証券数</u>	<u>銘柄名</u>	<u>純資産比率 (%)</u>	<u>公正価値</u>
ETF (28.5%)			(単位：円)
アメリカ (28.5%)			
271,160	iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF		2,489,668,389
69,665	iShares JP Morgan USD Emerging Markets Bond ETF		864,040,228
325,336	PowerShares Senior Loan Portfolio		830,051,357
577,811	SPDR Barclays High Yield Bond ETF		2,224,300,017
204,300	SPDR Barclays Short Term High Yield Bond ETF		592,886,537
	アメリカ 計		7,000,946,528

E T F 計 (取得原価7,455,763,990円)			7,000,946,528
額面	短期投資(2.6%)		
	ケイマン諸島(2.6%)		
	定期預金 (2.6%)		
	Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.		
USD	5,798,339	0.14% due 04/01/16	651,704,350
		Brown Brothers Harriman & Co.	
JPY	1,472	(0.31)% due 04/01/16	1,472
GBP	0	0.08% due 04/01/16	34
	定期預金 計		651,705,856
	ケイマン諸島 計 (取得原価 651,705,858円)		651,705,856
	短期投資 計 (取得原価 651,705,858円)		651,705,856
	有価証券 計 (取得原価 28,970,649,847円)	114.8	28,249,528,856
		(14.8)	
	負債（現金その他資産を除く）		(3,631,917,592)
	純資産	100.0%	24,617,611,264

(a) コーラブル証券

(b) 2016年3月31日現在の変動利付証券

(c) 永久債

(d) 規則144A証券 - 1933年証券法規則144Aに基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。

(e) 当該有価証券のすべて又は一部は担保として差入れられている。

2016年3月31日現在、17,319,286円相当の現金及び現金同等物が以下の先物取引の証拠金として差入れられている。

先物取引 2016年3月31日現在

売買	銘柄	満期日	契約数	評価（損）益
Short	10 Year USD Deliverable Interest Rate Swap	06/2016	(21)	\ (2,987,233)

	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June				
Short	Futures	06/2016	(212)		10,831,876
	U.S. Treasury 2 Year Note (CBT) June				
Short	Futures	06/2016	(124)		(1,410,631)
	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June				
Short	Futures	06/2016	(147)		1,602,081
	U.S. Treasury Long Bond (CBT) June				
Long	Futures	06/2016	22		(1,640,508)
	U.S. Treasury Ultra Bond (CBT) June				
Short	Futures	06/2016	(1)		359,887
	U.S. Treasury Ultra Bond (CBT) June				
Long	Futures	06/2016	53		1,279,625
					\ 8,035,097

Class ACS の外国為替予約取引 2016年3月31日現在

決 済							
買	取引相手方	契約額	日 売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
JPY	Citibank NA	4,465,447	06/03/2016 USD	39,770 \	2,913 \	- \	2,913
JPY	Citibank NA	165,172	06/03/2016 USD	1,464	845	-	845
JPY	Citibank NA	3,015,386	06/03/2016 USD	26,615	28,910	-	28,910
JPY	Societe Generale S.A.	205,136,107	06/03/2016 USD	1,802,840	2,842,612	-	2,842,612
JPY	Societe Generale S.A.	4,049,228	06/03/2016 USD	35,706	42,748	-	42,748
JPY	Societe Generale S.A.	2,294,912	06/03/2016 USD	20,348	11,648	-	11,648
	Westpac Banking						
JPY	Corp.	205,136,106	06/03/2016 USD	1,805,196	2,578,255	-	2,578,255
USD	Citibank NA	32,655	06/03/2016 JPY	3,678,149	-	(13,951)	(13,951)
USD	Citibank NA	8,541	06/03/2016 JPY	967,082	-	(8,712)	(8,712)
USD	Societe Generale S.A.	7,818	06/03/2016 JPY	882,000	-	(4,720)	(4,720)
					\ 5,507,931 \	(27,383) \	5,480,548

Class USD の外国為替予約取引 2016年3月31日現在

買	取引相手方	決 済		契約額	日 売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
		契約額	日 売						
AUD	Citibank NA	99,996	06/03/2016USD	76,037	\	107,132	\	(32,836)	74,296
AUD	Citibank NA	17,664	06/03/2016USD	13,096		50,837		-	50,837
CAD	Citibank NA	138,177	06/03/2016USD	104,772		230,988		-	230,988
CAD	Citibank NA	99,508	06/03/2016USD	76,399		93,763		(33,725)	60,038
CAD	Citibank NA	30,566	06/03/2016USD	23,615		6,575		(4,649)	1,926
CAD	Citibank NA	86,714	06/03/2016USD	65,324		192,845		-	192,845
CAD	Societe Generale S.A.	31,454	06/03/2016USD	24,249		32,096		(24,322)	7,774
	Westpac Banking Corp.								
CAD	Corp.	65,387	06/03/2016USD	48,620		216,950		-	216,950
CHF	Citibank NA	19,341	06/03/2016USD	19,573		76,259		-	76,259
CHF	Citibank NA	44,034	06/03/2016USD	45,651		109,570		(58,204)	51,366
CHF	Citibank NA	68,340	06/03/2016USD	70,791		168,539		(82,290)	86,249
	Royal Bank of Canada								
CHF	Canada	14,892	06/03/2016USD	15,398		32,263		(10,293)	21,970
EUR	Citibank NA	36,771	06/03/2016USD	41,568		78,578		(32,198)	46,380
EUR	Citibank NA	95,493	06/03/2016USD	108,355		213,315		(138,332)	74,983
EUR	Citibank NA	27,812	06/03/2016USD	30,325		160,187		-	160,187
EUR	Citibank NA	54,523	06/03/2016USD	61,907		68,864		(30,530)	38,334
EUR	Citibank NA	13,448	06/03/2016USD	14,771		65,359		-	65,359
EUR	Citibank NA	37,142	06/03/2016USD	41,554		95,434		-	95,434
EUR	Citibank NA	54,269	06/03/2016USD	60,438		170,545		-	170,545
EUR	Citibank NA	69,356	06/03/2016USD	76,581		291,983		-	291,983
GBP	Citibank NA	25,080	06/03/2016USD	36,113		22,693		(29,711)	(7,018)
GBP	Citibank NA	30,327	06/03/2016USD	43,275		41,138		(5,549)	35,589
GBP	Citibank NA	41,535	06/03/2016USD	59,551		104,395		(87,354)	17,041
GBP	Citibank NA	68,536	06/03/2016USD	98,634		73,690		(87,060)	(13,370)
GBP	Citibank NA	33,498	06/03/2016USD	48,124		34,418		(31,478)	2,940
GBP	Citibank NA	31,200	06/03/2016USD	44,179		90,100		(15,085)	75,015
GBP	Citibank NA	15,283	06/03/2016USD	21,732		26,525		-	26,525
GBP	Citibank NA	37,834	06/03/2016USD	54,602		-		(24,570)	(24,570)
	Royal Bank of Canada								
GBP	Canada	195,556	06/03/2016USD	275,519		625,778		-	625,778
GBP	Societe Generale S.A.	24,158	06/03/2016USD	34,064		74,246		-	74,246
JPY	Citibank NA	10,209,312	06/03/2016USD	89,838		128,751		-	128,751
JPY	Citibank NA	2,506,363	06/03/2016USD	22,675		-		(37,939)	(37,939)
JPY	Citibank NA	8,813,276	06/03/2016USD	77,942		67,579		-	67,579
JPY	Citibank NA	13,164,801	06/03/2016USD	117,368		-		(4,889)	(4,889)

JPY	Citibank NA	10,208,849	06/03/2016	USD	91,778	-	(89,425)	(89,425)
	Royal Bank of							
	Canada	1,672,412	06/03/2016	USD	14,733	19,216	-	19,216
JPY	Societe Generale S.A.	6,008,394	06/03/2016	USD	53,296	28,116	-	28,116
NOK	Citibank NA	196,797	06/03/2016	USD	22,907	98,395	-	98,395
NOK	Citibank NA	266,550	06/03/2016	USD	32,020	57,819	(35,998)	21,821
NOK	Citibank NA	903,400	06/03/2016	USD	105,867	372,010	-	372,010
NOK	Citibank NA	195,682	06/03/2016	USD	23,213	52,320	(3,334)	48,986
NOK	Citibank NA	217,587	06/03/2016	USD	25,498	89,685	-	89,685
NOK	Citibank NA	4,361,138	06/03/2016	USD	503,826	2,608,630	-	2,608,630
NOK	Citibank NA	250,462	06/03/2016	USD	29,920	51,085	(11,752)	39,333
NOK	Citibank NA	563,172	06/03/2016	USD	64,747	372,153	-	372,153
NZD	Citibank NA	108,373	06/03/2016	USD	71,796	358,574	-	358,574
NZD	Citibank NA	143,649	06/03/2016	USD	95,753	409,481	-	409,481
NZD	Citibank NA	74,523	06/03/2016	USD	50,611	194,315	(86,844)	107,471

Class USD の外国為替予約取引 2016年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
NZD	Citibank NA	175,054	06/03/2016	USD	117,495	408,273	-	408,273
NZD	Citibank NA	25,668	06/03/2016	USD	17,040	81,014	-	81,014
NZD	Citibank NA	38,049	06/03/2016	USD	25,791	60,412	-	60,412
SEK	Citibank NA	857,383	06/03/2016	USD	105,470	148,139	(88,874)	59,265
SEK	Citibank NA	536,160	06/03/2016	USD	65,599	111,290	(34,310)	76,980
SEK	Citibank NA	179,255	06/03/2016	USD	21,877	54,366	(22,511)	31,855
SEK	Citibank NA	552,656	06/03/2016	USD	65,113	360,381	-	360,381
	Westpac Banking							
SEK	Corp.	2,896,137	06/03/2016	USD	338,028	2,246,635	-	2,246,635
USD	Citibank NA	42,839	06/03/2016	CAD	56,750	-	(116,314)	(116,314)
USD	Citibank NA	22,296	06/03/2016	NZD	33,515	-	(100,553)	(100,553)
USD	Citibank NA	36,512	06/03/2016	CAD	48,764	-	(133,459)	(133,459)
USD	Citibank NA	30,530	06/03/2016	NZD	45,120	-	(77,650)	(77,650)
USD	Citibank NA	116,329	06/03/2016	CAD	151,413	56,189	(138,634)	(82,445)
USD	Citibank NA	47,271	06/03/2016	CAD	63,316	-	(188,612)	(188,612)
USD	Citibank NA	44,586	06/03/2016	NZD	66,275	-	(143,007)	(143,007)
USD	Citibank NA	17,114	06/03/2016	SEK	138,516	3,057	(4,222)	(1,165)
USD	Citibank NA	20,722	06/03/2016	GBP	14,578	1,076	(27,182)	(26,106)
USD	Citibank NA	26,004	06/03/2016	CHF	25,562	-	(85,491)	(85,491)
USD	Citibank NA	79,933	06/03/2016	NOK	672,058	-	(144,789)	(144,789)
USD	Citibank NA	21,228	06/03/2016	EUR	19,070	-	(60,991)	(60,991)
USD	Citibank NA	79,084	06/03/2016	SEK	648,296	70,643	(190,152)	(119,509)

USD	Citibank NA	20,975	06/03/2016	CAD	27,384	12,443	(34,524)	(22,081)
USD	Citibank NA	51,841	06/03/2016	CAD	69,235	–	(189,319)	(189,319)
USD	Citibank NA	50,629	06/03/2016	NZD	74,928	41,174	(177,984)	(136,810)
USD	Citibank NA	112,648	06/03/2016	SEK	934,834	–	(328,263)	(328,263)
USD	Citibank NA	46,065	06/03/2016	SEK	382,935	–	(143,279)	(143,279)
USD	Citibank NA	53,605	06/03/2016	NZD	79,816	–	(182,419)	(182,419)
USD	Citibank NA	84,524	06/03/2016	NZD	122,220	95,160	(100,731)	(5,571)
USD	Citibank NA	27,138	06/03/2016	CHF	27,014	–	(128,925)	(128,925)
USD	Citibank NA	39,480	06/03/2016	SEK	331,474	–	(168,333)	(168,333)
USD	Citibank NA	58,278	06/03/2016	AUD	76,779	47,396	(116,142)	(68,746)
USD	Citibank NA	31,788	06/03/2016	CAD	42,724	–	(139,583)	(139,583)
USD	Citibank NA	117,653	06/03/2016	CAD	153,234	78,977	(170,801)	(91,824)
USD	Citibank NA	106,938	06/03/2016	CAD	140,954	–	(228,834)	(228,834)
USD	Citibank NA	41,181	06/03/2016	AUD	54,886	–	(102,976)	(102,976)
USD	Citibank NA	26,493	06/03/2016	AUD	34,593	26,993	(31,572)	(4,579)
USD	Citibank NA	28,001	06/03/2016	AUD	37,640	–	(97,578)	(97,578)
USD	Citibank NA	65,532	06/03/2016	AUD	86,321	19,027	(95,135)	(76,108)
USD	Citibank NA	39,935	06/03/2016	CHF	38,609	32,477	(87,801)	(55,324)
USD	Citibank NA	73,109	06/03/2016	EUR	64,788	59,457	(155,801)	(96,344)
USD	Citibank NA	116,172	06/03/2016	EUR	104,857	–	(397,390)	(397,390)
USD	Citibank NA	16,374	06/03/2016	AUD	21,361	2,889	(4,040)	(1,151)
USD	Citibank NA	87,667	06/03/2016	EUR	79,154	–	(303,221)	(303,221)
USD	Citibank NA	59,865	06/03/2016	JPY	6,781,808	–	(64,483)	(64,483)
USD	Citibank NA	57,580	06/03/2016	AUD	79,070	–	(344,295)	(344,295)
USD	Citibank NA	61,800	06/03/2016	JPY	7,011,472	–	(76,950)	(76,950)
USD	Citibank NA	63,442	06/03/2016	JPY	7,101,524	17,152	–	17,152
USD	Citibank NA	37,300	06/03/2016	JPY	4,147,200	38,208	–	38,208
USD	Citibank NA	47,558	06/03/2016	AUD	63,061	–	(90,994)	(90,994)
USD	Citibank NA	117,935	06/03/2016	AUD	157,614	–	(331,968)	(331,968)
USD	Citibank NA	124,297	06/03/2016	AUD	165,856	–	(327,423)	(327,423)
USD	Citibank NA	94,093	06/03/2016	AUD	127,510	–	(416,232)	(416,232)
USD	Citibank NA	25,854	06/03/2016	AUD	34,869	–	(100,012)	(100,012)
USD	Citibank NA	47,743	06/03/2016	GBP	32,989	42,647	(6,272)	36,375
USD	Citibank NA	26,471	06/03/2016	GBP	18,810	–	(63,636)	(63,636)
USD	Citibank NA	18,728	06/03/2016	GBP	13,201	–	(27,724)	(27,724)
USD	Citibank NA	644,708	06/03/2016	CHF	637,681	–	(2,582,735)	(2,582,735)
USD	Citibank NA	108,302	06/03/2016	CHF	105,255	–	(214,612)	(214,612)
USD	Citibank NA	59,647	06/03/2016	CHF	59,219	–	(265,048)	(265,048)
USD	Citibank NA	16,857	06/03/2016	NOK	142,856	–	(45,769)	(45,769)
USD	Citibank NA	12,580	06/03/2016	CHF	12,091	5,913	(14,992)	(9,079)
USD	Citibank NA	19,319	06/03/2016	CHF	18,917	–	(54,914)	(54,914)
USD	Citibank NA	48,729	06/03/2016	CHF	47,930	–	(163,716)	(163,716)

USD	Citibank NA	40,328	06/03/2016	EUR	35,376	3,155	(9,951)	(6,796)
USD	Citibank NA	41,578	06/03/2016	NOK	352,295	-	(112,123)	(112,123)
USD	Citibank NA	14,768	06/03/2016	CHF	14,666	-	(66,087)	(66,087)
USD	Citibank NA	29,795	06/03/2016	NOK	246,679	5,335	(7,352)	(2,017)
USD	Citibank NA	36,405	06/03/2016	NOK	315,410	-	(192,398)	(192,398)
USD	Citibank NA	39,196	06/03/2016	CHF	37,599	-	(19,580)	(19,580)
USD	Royal Bank of Canada	12,642	06/03/2016	CAD	16,878	-	(45,628)	(45,628)

Class USD の外国為替予約取引 2016年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
USD	Royal Bank of Canada	12,949	06/03/2016	SEK	109,292 \	- \	(63,130) \	(63,130)
USD	Royal Bank of Canada	237,638	06/03/2016	NZD	355,240	-	(917,963)	(917,963)
USD	Societe Generale S.A.	31,690	06/03/2016	SEK	261,642	-	(73,661)	(73,661)
USD	Societe Generale S.A.	138,608	06/03/2016	AUD	189,194	-	(730,167)	(730,167)
USD	Societe Generale S.A.	234,450	06/03/2016	JPY	26,633,033	-	(325,825)	(325,825)
USD	Societe Generale S.A.	22,225	06/03/2016	JPY	2,494,819	-	(981)	(981)
	Westpac Banking Corp.	25,420	06/03/2016	EUR	23,247	-	(125,771)	(125,771)
						\ 12,593,072 \	\ (13,822,161) \	(1,229,089)

Class JPY の外国為替予約取引 2016年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
JPY	Citibank NA	318,433	06/03/2016	USD	2,807 \	3,457 \	- \	3,457
JPY	Citibank NA	8,075,104	06/03/2016	USD	71,604	40,517	-	40,517
JPY	Citibank NA	351,392	06/03/2016	USD	3,102	3,344	-	3,344
JPY	Citibank NA	7,657,338	06/03/2016	USD	68,670	-	(47,991)	(47,991)
JPY	Citibank NA	8,669,855	06/03/2016	USD	76,270	111,769	-	111,769
JPY	Citibank NA	7,168,552	06/03/2016	USD	63,844	4,676	-	4,676
JPY	Citibank NA	10,036,304	06/03/2016	USD	88,497	106,218	-	106,218
JPY	Citibank NA	1,069,224	06/03/2016	USD	9,490	4,401	-	4,401
JPY	Societe Generale S.A.	674,501,103	06/03/2016	USD	5,927,856	9,346,697	-	9,346,697
JPY	Societe Generale S.A.	339,742	06/03/2016	USD	3,026	223	-	223
JPY	Societe Generale S.A.	119,358	06/03/2016	USD	1,058	638	-	638
	Westpac Banking Corp.	251,651	06/03/2016	USD	2,238	485	-	485
	Westpac Banking Corp.	674,501,102	06/03/2016	USD	5,935,603	8,477,474	-	8,477,474
	Westpac Banking Corp.	75,534,682	06/03/2016	USD	670,184	334,450	-	334,450

	Westpac	Banking							
JPY	Corp.		399,319	06/03/2016	USD	3,550	1,032	-	1,032
	Westpac	Banking							
JPY	Corp.		1,840,596	06/03/2016	USD	16,375	3,186	-	3,186
USD	Citibank NA		5,461	06/03/2016	JPY	618,164	-	(5,423)	(5,423)
USD	Citibank NA		113,641	06/03/2016	JPY	12,800,049	-	(48,552)	(48,552)
USD	Citibank NA		34,210	06/03/2016	JPY	3,880,344	-	(41,673)	(41,673)
USD	Societe Generale S.A.		39	06/03/2016	JPY	4,378	-	(4)	(4)
	Westpac	Banking							
USD	Corp.		530	06/03/2016	JPY	58,955	474	-	474
	Westpac	Banking							
USD	Corp.		50,552	06/03/2016	JPY	5,614,784	57,541	-	57,541
							\ 18,496,582	\ (143,643)	\ 18,352,939

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

	取引先	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保 受取	担保 差入*	純額**
店頭デリバティブ						
外国為替予約取引						
	Citibank NA	/ 8,124,953	/ (10,170,853)	/ -	/ -	/ (2,045,900)
	Societe Generale	12,354,702	(1,135,358)	-	-	11,219,344
	Royal Bank of Canada	666,964	(1,026,721)	-	-	(359,757)
	Westpac Banking Corp.	13,916,482	(125,771)	-	-	13,790,711
合計		/ 35,063,101	/(12,458,703)	/ -	/ -	/ 22,604,398

*実際の担保差入は、上記の記載より多い場合がある。

**純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から(または取引先に)生じる受取り(または支払い)の額をあらわしている。純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

通貨

AUD	-	オーストラリアドル
CAD	-	カナダドル
CHF	-	スイスフラン
EUR	-	ユーロ
GBP	-	イギリスポンド
JPY	-	日本円
NZD	-	ニュージーランドドル

NOK	-	ノルウェークローネ
SEK	-	スウェーデンクローナ
USD	-	米ドル

財務諸表に関する注記（抜粋）

2016年3月31日現在

重要な会計方針

以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（以下、純資産額）は、毎営業日及び受託会社が決定するその他の時点（以下、それぞれの計算日）において計算される。本ファンドの純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含み、本ファンドの資産及び負債の全額を考慮して計算される。

本ファンドの純資産額は、日本円で計算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は小数点以下第4位まで表示される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上されている。公正価値は通常、引け値に基づき報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくはは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。満期日までの残存期間が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、運用会社からの助言に従うブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（アドミニストレーター）が誠実に決定した公正価値で評価する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響するかどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で評価されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考えられる方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。

本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適切に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債に対する未調整の公表価格に基づく評価（レベル1）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル3）である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・ レベル1： 公正価値の測定は、同一の資産または負債に対する活発な市場での（調整なしの）公表価格によるものである。
- ・ レベル2： 公正価値の測定は、資産または負債に対して直接的（例えば、価格）にも、間接的（例えば、価格から派生したもの）にも観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットによるものである。
- ・ レベル3： 公正価値の測定は、観察可能な市場データに基づかない（観察不可能なインプット）資産または負債に係るインプット含む評価技法によるものである。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定の広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要なインプットの最低水準に基づいている。しかし、何が「観察可能」を構成するのかを決定するには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

< 投資 >

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、上場株式、上場投資信託証券及び定期預金が含まれている。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整されない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、社債券、投資適格社債、ソブリン債、先物取引及び為替予約取引が含まれている。レベル2の有価証券は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

<デリバティブ取引>

本ファンドは、ヘッジ目的で、予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させるが、一方で市場が本ファンドによって予想された方向と異なる方向に動いたり、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると収益を減少させ、または損失を生じさせる場合がある。

ヘッジ取引はまた、デリバティブ取引の価値の変動が、予想したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジされている保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくは、ヘッジ取引が有効である、あるいは、コストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることもある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引及びスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能なインプットを入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、投資担当者によって評価される。モデルが使われているような際には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。

通常の外国為替予約取引及びスワップのような一部の店頭デリバティブ取引は、一般に市場データで確認できるため、レベル2に分類されるインプットを有している。

流動性が低い、インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした流動性の低い店頭デリバティブ取引の評価は、一部のレベル1またはレベル2のインプットを利用できるが、公正価値の決定には重要であるとみなされる観察不可能なその他のインプットも含んでいる。

各測定日において、観察可能なインプットを反映するためにレベル1及びレベル2のインプットを更新するが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル3に反映される。

次の表は、2016年3月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

（未調整）

活発な市場にお
ける同一の投資
に係る公表価格
を反映したイン
プット(Level

重要なその他の
観察可能な
インプット

重要な
観察不可能な
インプット

2016年3月31日

資産：	1)	(Level 2)	(Level 3)	時点での公正価値
社債券				
Canada	/	- /	124,077,053	/ - / 124,077,053
France		-	112,192,398	- 112,192,398
Mexico		-	54,498,698	- 54,498,698
Netherlands		-	77,657,919	- 77,657,919
United Kingdom		-	253,473,649	- 253,473,649
United States		-	5,415,654,071	- 5,415,654,071
資産担保証券				
United States		-	3,805,649,009	- 3,805,649,009
国債				
United States		-	10,753,673,675	- 10,753,673,675
ETF				
United States	7,000,946,528	-	-	7,000,946,528
短期投資				
定期預金	651,705,856	-	-	651,705,856
有価証券 計	/ 7,652,652,384	/ 20,596,876,472	/ -	/ 28,249,528,856

金融デリバティブ取引****資産**

先物取引	/ 14,073,469	/ -	/ -	/ 14,073,469
外国為替予約取引	-	35,063,101	-	35,063,101

負債

先物取引	(6,038,372)	-	-	(6,038,372)
		(12,458,703)		
外国為替予約取引	-	-	-	(12,458,703)

* 分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**金融デリバティブ取引は、先物取引や外国為替予約取引に係る評価（損）益を含む。

2016年3月31日に終了した期間において、レベル1、レベル2及びレベル3間の異動はなかった。本ファンドの投資勘定は、年度末にそれぞれのレベルに振り替えている。

2016年3月31日現在、レベル3で評価された有価証券はない。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で算出されている。有価証券に係るプレミアムやディスカウントは、実行利回りに基づいて償却または累積される。受取利息は、発生主義によって計上される。分配金は配当落ち日に計上される。割引による増価及びプレミアムの償却のために調整された受取利息は、発生主義によって計上される。収益は外国税が控除された純額で計上される。その他収益には、定期預金の利息を含む。

(D) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月9日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

各クラスの受益証券保有者は分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

2016年3月31日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金	金額
ACS Class	/ 29,124,500
JPY Class	80,462,399
USD Class	1,013,184,882
分配金合計	/ 1,122,771,781

(E) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上されている。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算されている。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現及び未実現損益に含めて計上している。

(F) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、運用会社の判断により、カストディアンを通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これは当ファンドの投資有価証券明細表上に短期金融資産として分類されている。

(G) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に伴う通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することがある。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。外国為替予約取引は価格提供会社から入手したレートで毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

本ファンドはまた、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。クラスレベルで保有される外国為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2016年3月31日現在で未決済の外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物取引

本ファンドは、先物取引を締結できる。本ファンドは、証券市場または金利及び通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物取引を利用する。また、本ファンドはヘッジ目的ではなく、外貨への直接投資として、先物取引またはオプションを売建てまたは買建てをする場合がある。

先物取引の利用に伴う主たるリスクには、本ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物取引価格間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性、及び取引相手先が契約条件を履行できない可能性がある。先物取引は、市場で示された毎日の清算価格で評価される。

本ファンドは、先物取引の締結に際して、先物ブローカーまたは取引所の定める当初証拠金額要件に従い、現金または米国政府機関債を先物ブローカーに預け入れることが義務づけられている。先物取引は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金（「変動証拠金」）が本ファンドに計上される。損益は認識されるが、当該契約が期限を迎えるか決済されるまで実現損益とはみなされない。先物取引には、貸借対照表に開示された変動証拠金を超える損失リスクが様々な度合いで含まれている。2016年3月31日現在で未決済の先物取引は、有価証券明細表に記載されている。

(I) 上場投資信託証券

本ファンドは、投資戦略を達成するために上場投資信託証券（以下「ETFs」）に資産の多くを投資する場がある。ETFsとは、広範囲な市場、セクターまたは国際的なインデックスを含む特定のインデックスのパフォーマンスを獲得するために積極的に運用したり、それらとほぼ同様なパフォーマンスを獲得するために個別の発行体の証券をまとめてファンド、信託証券または預託証券として所有する証券のことである。ETFsは一般的に、投資家に株式を売買するのと同様に、単一の証券で個別の発行体のポートフォリオを売買する機会を提供する。これらは、幅広い投資機会を提供することになる。

ETFsはインデックスファンドのような投資信託に似ているが、重要な点で投資信託とは異なる。例えば、インデックスファンドと異なる点として、ETFsは取引日中を通して値付けされ売買される。レバレッジETFsやインバースETFsのような種類のETFsは、それらがトラックするインデックスまたはベンチマークのパフォーマンス（または、それらのインデックスやベンチマークの反対のパフォーマンス）を達成しようとしている。そして、不安定で不確かな市場で資金を失う危険を拡大させている。

国際的な投資戦略を目的とするETFsは、各地の取引制限、証券の譲渡制限または現地で適用される税制に基づく潜在的に不都合な税金の適用の影響を受ける。本ファンドがETFsに投資することが許容される範囲で、本ファンドはそうしたETFsの費用等を負担する。

(J) 資産担保証券

資産担保証券は、不動産担保ローンを担保として、同ローンへの参加、そして同ローンから支払いを受けることを示している。資産担保証券は、自動車ローン、クレジットカード未収金、ホームエクイティローンおよび学生ローンを含む、さまざまな種類の資産によって組成される。同証券は、元本返済/利息からなる月次の支払いが実施される。利息部分は固定金利または変動金利となる。

(K) ソブリン債

当ファンドは、主として新興国が発行または保証するソブリン債に投資することがある。同債券への投資には、高いリスクが伴う。同債券の元利支払いを管理する政府機関は、期日に元本と利息、もしくはそのいずれかを当該債券の発行条件通りに支払えないか、または支払おうとしない場合がある。政府機関が期日の到来した元利を遅滞なく支払う能力、または支払おうとする意思は、キャッシュフローの状況、外貨準備の規模、支払い期日における為替相場の利用の可否、経済全体に対する債務の相対的な規模、当該政府機関の国際通貨基金に対する方針および政府機関が受ける可能性のある政治的制約などの要因に影響されることがある。また、政府機関は、元利支払い削減を目的として、米国以外の政府、多国籍機関およびその他の国際組織が拠出する資金に依存することもある。これら政府および機関などの拠出の承諾は、経済改革の実施と経済成長、またはそのいずれかと、債務者の遅滞ない債務履行が条件となる場合がある。経済改革を実施できない場合、一定水準の経済成長を達成できない場合、または期日に元利支払いを実施できない場合には、当該政府機関に対する第三者から資金供与の承諾が取り消されて、債務者が遅滞なく元利を支払う能力、または支払おうとする意思が一段と損なわれる可能性がある。それゆえ政府機関が債務不履行を起こす可能性がある。

(L) 特約日受渡取引

本ファンドは、特約日基準で証券を売買することがある。こうした取引には、慣習的な決済期間を過ぎて支払いや決済が行われ、本ファンドによって価格や利率の決定前に証券の売買を約束することを含む。特約日受渡取引での買付けが未済の場合は、本ファンドは、購入金額に見合う充分な金額を用意するために資産を売却することがある。

特約日受渡取引に基づき証券を購入する場合は、本ファンドは、その証券の所有に対する価格及び価格変動リスクを含む権利とリスクを負う。また、そうした変動は、ファンドの資産を決定する場合に考慮される。本ファンドは、売買損益の発生により特約日受渡取引を処分したり再交渉する場合がある。本ファンドは、特約日受渡取引に基づき証券を売却した場合、ファンドはその証券の所有による将来の利益や損失に影響されない。2016年3月31日現在、特約日受渡取引の評価は、6,123,720,463円であった。

(M) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ項目をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、経営成績及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、外国為替予約取引及び先物取引をトレーディング目的で行っており、主として為替リスク及び金利変動リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変化は、損益計算書内の外国為替予約取引及び先物取引に関する実現損益または未実現損益の純変動額として計上される。

以下は、リスク・エクスポージャーとして分類されているファンドのデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2016年3月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	金利リスク	外国為替リスク*
デリバティブ資産		
先物取引に係る評価益	/ 14,073,469	-
外国為替予約取引に係る評価益	- /	35,063,101

デリバティブ負債

先物取引に係る評価損	/	6,038,372	-
外国為替予約取引に係る評価損	-	/	12,458,703

*評価は、外国為替予約取引の評価損益として貸借対照表に記載されている。

2016年3月31日に終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	金利リスク	外国為替リスク
運用の結果として認識されたデリバティブに係る実現（損）益		
先物取引に係る実現損	/ (246,704,456)	-
外国為替予約取引に係る実現益	-	/ 36,486,675
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現（損）益の変動		
先物取引に係る未実現益の変動	/ 81,376,155	-
外国為替予約取引に係る未実現益の変動	-	/ 69,644,463

2016年3月31日に終了した年度における、外国為替予約取引の未決済の平均月次想定元本は以下のとおり。

Class ACS	/	736,974,622
Class JPY	/	1,547,653,196
Class USD	/	2,093,768,797

2016年3月31日に終了した年度における、先物取引の平均月次想定元本は、8,392,534,219円だった。

ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。当該マスター契約には、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項が含まれる場合がある。

担保要求はファンドにおける各取引先のネット・ポジションに基づいて決定される。担保は、現金やファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社によって別の口座で保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保は、もしあれば、ファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの有価証券明細表において識別される。2016年3月31日現在、118,306,034円が担保として差し入れられている。

ファンド側の取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方側の取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択し、期限前終了を選択した当事者による合理的決定に基づいて、未決済デリバティブ契約および外国為替取引のすべての決済（期限前終了によって生じた損失および費用の支払を含む）が行われる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年 2月22日現在	当期 平成29年 8月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	699,776,120	396,264,959
投資信託受益証券	28,074,521,287	23,399,184,436
未収入金	-	41,179,133
流動資産合計	28,774,297,407	23,836,628,528
資産合計	28,774,297,407	23,836,628,528
負債の部		
流動負債		
未払金	268,160,164	-
未払収益分配金	53,144,367	46,630,679
未払解約金	38,629,546	76,799,272
未払受託者報酬	626,519	523,739
未払委託者報酬	41,350,712	34,567,262
その他未払費用	914,433	846,970
流動負債合計	402,825,741	159,367,922
負債合計	402,825,741	159,367,922
純資産の部		
元本等		
元本	26,572,183,581	23,315,339,691
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,799,288,085	361,920,915
（分配準備積立金）	7,950,023	1,622,585
元本等合計	28,371,471,666	23,677,260,606
純資産合計	28,371,471,666	23,677,260,606
負債純資産合計	28,774,297,407	23,836,628,528

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期	当期
	平成28年 8月23日 平成29年 2月22日	平成29年 2月23日 平成29年 8月22日
	自 至	自 至
営業収益		
受取配当金	575,303,267	473,256,575
受取利息	584	1,424
有価証券売買等損益	4,563,884,859	1,009,693,850
営業収益合計	5,139,188,710	536,435,851
営業費用		
支払利息	214,510	172,580
受託者報酬	4,138,621	3,523,725
委託者報酬	273,151,814	232,569,363
その他費用	915,363	850,270
営業費用合計	278,420,308	237,115,938
営業利益又は営業損失（ ）	4,860,768,402	773,551,789
経常利益又は経常損失（ ）	4,860,768,402	773,551,789
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,860,768,402	773,551,789
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	179,665,034	20,164,464
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,682,422,793	1,799,288,085
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,891,938	40,484,539
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,891,938	40,484,539
剰余金減少額又は欠損金増加額	158,803,765	198,199,530
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	158,803,765	198,199,530
分配金	1,100,480,663	485,935,926
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,799,288,085	361,920,915

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成29年 2月22日現在	平成29年 8月22日現在
1. 元本状況		
期首元本額	32,825,882,250円	26,572,183,581円
期中追加設定元本額	1,219,410,124円	788,141,899円
期中一部解約元本額	7,473,108,793円	4,044,985,789円
2. 受益権の総数	26,572,183,581口	23,315,339,691口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																																																
	自 平成28年 8月23日 至 平成29年 2月22日	自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日																																																															
<p>分配金の計算過程</p> <p>第37期計算期間末（平成28年9月23日）に、投資信託約款に基づき計算した5,260,399,533円（1万口当たり1,659.99円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い63,378,636円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>92,681,232円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>5,010,454,866円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>157,263,435円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>5,260,399,533円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,659.99円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>63,378,636円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table> <p>第38期計算期間末（平成28年10月24日）に、投資信託約款に基づき計算した5,164,151,973円（1万口当たり1,671.43円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い61,793,242円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>97,129,951円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>4,885,363,771円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>181,658,251円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>5,164,151,973円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,671.43円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>61,793,242円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	92,681,232円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	5,010,454,866円	分配準備積立金	157,263,435円	分配可能額	5,260,399,533円	（1万口当たり分配可能額）	（1,659.99円）	収益分配金	63,378,636円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	配当等収益（費用控除後）	97,129,951円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	4,885,363,771円	分配準備積立金	181,658,251円	分配可能額	5,164,151,973円	（1万口当たり分配可能額）	（1,671.43円）	収益分配金	61,793,242円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	<p>分配金の計算過程</p> <p>第43期計算期間末（平成29年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した3,664,480,510円（1万口当たり1,405.37円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い52,149,727円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>42,875,853円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>3,613,904,426円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>7,700,231円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>3,664,480,510円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,405.37円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>52,149,727円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table> <p>第44期計算期間末（平成29年4月24日）に、投資信託約款に基づき計算した3,602,105,075円（1万口当たり1,399.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い51,478,413円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>36,247,185円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>3,564,843,877円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>1,014,013円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>3,602,105,075円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,399.46円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>51,478,413円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	42,875,853円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	3,613,904,426円	分配準備積立金	7,700,231円	分配可能額	3,664,480,510円	（1万口当たり分配可能額）	（1,405.37円）	収益分配金	52,149,727円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	配当等収益（費用控除後）	36,247,185円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	3,564,843,877円	分配準備積立金	1,014,013円	分配可能額	3,602,105,075円	（1万口当たり分配可能額）	（1,399.46円）	収益分配金	51,478,413円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）
配当等収益（費用控除後）	92,681,232円																																																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																																
収益調整金	5,010,454,866円																																																																
分配準備積立金	157,263,435円																																																																
分配可能額	5,260,399,533円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	（1,659.99円）																																																																
収益分配金	63,378,636円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																																
配当等収益（費用控除後）	97,129,951円																																																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																																
収益調整金	4,885,363,771円																																																																
分配準備積立金	181,658,251円																																																																
分配可能額	5,164,151,973円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	（1,671.43円）																																																																
収益分配金	61,793,242円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																																
配当等収益（費用控除後）	42,875,853円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	3,613,904,426円																																																																
分配準備積立金	7,700,231円																																																																
分配可能額	3,664,480,510円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	（1,405.37円）																																																																
収益分配金	52,149,727円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																																
配当等収益（費用控除後）	36,247,185円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	3,564,843,877円																																																																
分配準備積立金	1,014,013円																																																																
分配可能額	3,602,105,075円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	（1,399.46円）																																																																
収益分配金	51,478,413円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																																

第39期計算期間末（平成28年11月22日）に、投資信託約款に基づき計算した5,083,173,269円（1万口当たり1,684.42円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い60,355,029円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	99,562,941円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	4,772,000,678円
分配準備積立金	211,609,650円
分配可能額	5,083,173,269円
（1万口当たり分配可能額）	(1,684.42円)
収益分配金	60,355,029円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第40期計算期間末（平成28年12月22日）に、投資信託約款に基づき計算した4,723,181,494円（1万口当たり1,696.55円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い55,679,676円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	89,427,957円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	4,405,023,297円
分配準備積立金	228,730,240円
分配可能額	4,723,181,494円
（1万口当たり分配可能額）	(1,696.55円)
収益分配金	55,679,676円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第41期計算期間末（平成29年1月23日）に、投資信託約款に基づき計算した4,544,584,150円（1万口当たり1,691.26円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い806,129,713円（1万口当たり300円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	39,449,619円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	4,253,446,461円
分配準備積立金	251,688,070円
分配可能額	4,544,584,150円
（1万口当たり分配可能額）	(1,691.26円)
収益分配金	806,129,713円
（1万口当たり収益分配金）	(300円)

第42期計算期間末（平成29年2月22日）に、投資信託約款に基づき計算した3,743,794,422円（1万口当たり1,408.91円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い53,144,367円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	46,899,597円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,695,986,123円
分配準備積立金	908,702円
分配可能額	3,743,794,422円
（1万口当たり分配可能額）	(1,408.91円)
収益分配金	53,144,367円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第45期計算期間末（平成29年5月22日）に、投資信託約款に基づき計算した3,571,169,718円（1万口当たり1,409.39円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い50,676,782円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	75,822,466円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,494,141,947円
分配準備積立金	1,205,305円
分配可能額	3,571,169,718円
（1万口当たり分配可能額）	(1,409.39円)
収益分配金	50,676,782円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第46期計算期間末（平成29年6月22日）に、投資信託約款に基づき計算した3,483,085,008円（1万口当たり1,417.55円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い49,142,407円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	69,139,140円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,388,476,573円
分配準備積立金	25,469,295円
分配可能額	3,483,085,008円
（1万口当たり分配可能額）	(1,417.55円)
収益分配金	49,142,407円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第47期計算期間末（平成29年7月24日）に、投資信託約款に基づき計算した3,346,763,997円（1万口当たり1,418.97円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い235,857,918円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	50,531,468円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,252,649,172円
分配準備積立金	43,583,357円
分配可能額	3,346,763,997円
（1万口当たり分配可能額）	(1,418.97円)
収益分配金	235,857,918円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第48期計算期間末（平成29年8月22日）に、投資信託約款に基づき計算した3,114,402,463円（1万口当たり1,335.77円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い46,630,679円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	39,163,909円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	3,073,143,800円
分配準備積立金	2,094,754円
分配可能額	3,114,402,463円
（1万口当たり分配可能額）	(1,335.77円)
収益分配金	46,630,679円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成29年2月23日 至 平成29年8月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	平成29年8月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成29年2月22日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	9,580,792
合計	9,580,792

当期（平成29年8月22日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	747,386,776
合計	747,386,776

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成29年2月22日現在）

該当事項はありません。

当期（平成29年8月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自平成29年2月23日 至 平成29年8月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	平成29年2月22日現在	平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額	1.0677円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,677円）」	1.0155円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,155円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	8,869,628,137	12,135,425,217	
	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	10,598,192,717	11,263,759,219	
合計 2銘柄			19,467,820,854	23,399,184,436	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class B」及び「Total Return Fund USD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 平成29年 2 月22日現在	第 8 期 平成29年 8 月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,844,490	21,348,921
投資信託受益証券	995,065,308	998,520,128
流動資産合計	1,103,909,798	1,019,869,049
資産合計	1,103,909,798	1,019,869,049
負債の部		
流動負債		
未払金	90,392,763	-
未払解約金	552,296	-
未払受託者報酬	104,878	140,310
未払委託者報酬	6,924,790	9,263,249
その他未払費用	39,774	53,241
流動負債合計	98,014,501	9,456,800
負債合計	98,014,501	9,456,800
純資産の部		
元本等		
元本	883,184,979	881,299,137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	122,710,318	129,113,112
（分配準備積立金）	56,285,240	60,458,560
元本等合計	1,005,895,297	1,010,412,249
純資産合計	1,005,895,297	1,010,412,249
負債純資産合計	1,103,909,798	1,019,869,049

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 平成28年 8 月23日 至 平成29年 2 月22日	第 8 期 自 平成29年 2 月23日 至 平成29年 8 月22日
営業収益		
受取配当金	17,152,377	22,670,239
受取利息	54	78
有価証券売買等損益	10,361,223	5,127,137
営業収益合計	27,513,654	17,543,180
営業費用		
支払利息	7,530	7,983
受託者報酬	104,878	140,310
委託者報酬	6,924,790	9,263,249
その他費用	39,800	53,391
営業費用合計	7,076,998	9,464,933
営業利益又は営業損失（ ）	20,436,656	8,078,247
経常利益又は経常損失（ ）	20,436,656	8,078,247
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,436,656	8,078,247
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	41,814	1,720,111
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	79,699,697	122,710,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,763,353	19,285,219
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,763,353	19,285,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,147,574	19,240,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,147,574	19,240,561
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	122,710,318	129,113,112

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	平成29年 2月22日現在	平成29年 8月22日現在
1. 元本状況		
期首元本額	711,195,100円	883,184,979円
期中追加設定元本額	315,949,259円	136,529,519円
期中一部解約元本額	143,959,380円	138,415,361円
2. 受益権の総数	883,184,979口	881,299,137口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期	第8期
自 平成28年 8月23日	自 平成29年 2月23日
至 平成29年 2月22日	至 平成29年 8月22日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期	
	平成29年 8月22日現在	

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第7期(平成29年2月22日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	12,263,313
合計	12,263,313

第8期(平成29年8月22日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	5,626,204
合計	5,626,204

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期(平成29年2月22日現在)

該当事項はありません。

第8期(平成29年8月22日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期(自平成29年2月23日至平成29年8月22日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第7期 平成29年2月22日現在	第8期 平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額 1.1389円 「1口=1円(10,000口=11,389円)」	1口当たり純資産額 1.1465円 「1口=1円(10,000口=11,465円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	429,923,286	516,767,789	
	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	537,190,387	481,752,339	
合計		2銘柄	967,113,673	998,520,128	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class A」及び「Total Return Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 平成29年 2 月22日現在	第 8 期 平成29年 8 月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	284,171,322	177,793,885
投資信託受益証券	8,622,624,179	7,301,946,234
未収入金	-	12,500,148
流動資産合計	8,906,795,501	7,492,240,267
資産合計	8,906,795,501	7,492,240,267
負債の部		
流動負債		
未払金	88,251,116	-
未払解約金	18,552,206	25,633,148
未払受託者報酬	1,203,504	1,099,335
未払委託者報酬	79,434,415	72,559,603
その他未払費用	457,245	417,684
流動負債合計	187,898,486	99,709,770
負債合計	187,898,486	99,709,770
純資産の部		
元本等		
元本	6,512,301,791	5,697,478,745
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,206,595,224	1,695,051,752
（分配準備積立金）	1,142,876,546	1,022,036,783
元本等合計	8,718,897,015	7,392,530,497
純資産合計	8,718,897,015	7,392,530,497
負債純資産合計	8,906,795,501	7,492,240,267

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 平成28年 8 月23日 至 平成29年 2 月22日	第 8 期 自 平成29年 2 月23日 至 平成29年 8 月22日
営業収益		
受取配当金	168,464,618	147,858,965
受取利息	159	648
有価証券売買等損益	1,325,672,274	314,162,602
営業収益合計	1,494,137,051	166,302,989
営業費用		
支払利息	60,708	54,655
受託者報酬	1,203,504	1,099,335
委託者報酬	79,434,415	72,559,603
その他費用	457,534	418,638
営業費用合計	81,156,161	74,132,231
営業利益又は営業損失（ ）	1,412,980,890	240,435,220
経常利益又は経常損失（ ）	1,412,980,890	240,435,220
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,412,980,890	240,435,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	196,087,222	7,940,322
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,103,828,826	2,206,595,224
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,094,807	98,411,925
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,094,807	98,411,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	218,222,077	377,460,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,222,077	377,460,499
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,206,595,224	1,695,051,752

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落日において、確定分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	平成29年 2月22日現在	平成29年 8月22日現在
1. 元本状況		
期首元本額	7,648,220,661円	6,512,301,791円
期中追加設定元本額	355,157,507円	300,614,428円
期中一部解約元本額	1,491,076,377円	1,115,437,474円
2. 受益権の総数	6,512,301,791口	5,697,478,745口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期	第8期
自 平成28年 8月23日	自 平成29年 2月23日
至 平成29年 2月22日	至 平成29年 8月22日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期	
	平成29年 8月22日現在	

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第7期(平成29年2月22日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,105,091,105
合計	1,105,091,105

第8期(平成29年8月22日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	294,599,550
合計	294,599,550

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期(平成29年2月22日現在)

該当事項はありません。

第8期(平成29年8月22日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期(自平成29年2月23日至平成29年8月22日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第7期 平成29年2月22日現在	第8期 平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額 1.3388円 「1口=1円(10,000口=13,388円)」	1口当たり純資産額 1.2975円 「1口=1円(10,000口=12,975円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	2,771,370,384	3,791,788,959	
	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	3,302,744,896	3,510,157,275	
合計		2銘柄	6,074,115,280	7,301,946,234	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class B」及び「Total Return Fund USD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 平成29年 2 月22日現在	第 8 期 平成29年 8 月22日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,804,078	7,936,630
未収入金	99,998	-
流動資産合計	7,904,076	7,936,630
資産合計	7,904,076	7,936,630
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,998	9,999
その他未払費用	419	181
流動負債合計	100,417	10,180
負債合計	100,417	10,180
純資産の部		
元本等		
元本	7,808,453	7,934,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,794	8,251
（分配準備積立金）	53,178	87,192
元本等合計	7,803,659	7,926,450
純資産合計	7,803,659	7,926,450
負債純資産合計	7,904,076	7,936,630

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 平成28年 8 月23日 至 平成29年 2 月22日	第 8 期 自 平成29年 2 月23日 至 平成29年 8 月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,098	2,982
営業収益合計	5,098	2,982
営業費用		
その他費用	419	181
営業費用合計	419	181
営業利益又は営業損失（ ）	5,517	3,163
経常利益又は経常損失（ ）	5,517	3,163
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,517	3,163
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,589	448
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,248	4,794
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,797	1,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,797	1,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,415	1,757
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,415	1,757
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,794	8,251

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期		第8期	
	平成29年 2月22日現在		平成29年 8月22日現在	
1. 元本状況				
期首元本額		17,084,697円		7,808,453円
期中追加設定元本額		4,086,462円		1,711,869円
期中一部解約元本額		13,362,706円		1,585,621円
2. 受益権の総数		7,808,453口		7,934,701口
3. 元本の欠損		4,794円		8,251円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期		第8期	
自 平成28年 8月23日 至 平成29年 2月22日		自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日	
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第8期	
	自 平成29年 2月23日	至 平成29年 8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期	
	平成29年 8月22日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（平成29年2月22日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,722
合計	2,722

第8期（平成29年8月22日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,592
合計	2,592

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期（平成29年2月22日現在）

該当事項はありません。

第8期（平成29年8月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自平成29年2月23日 至 平成29年8月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成29年2月22日現在	第8期 平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額 0.9994円 「1口 = 1円（10,000口 = 9,994円）」	1口当たり純資産額 0.9990円 「1口 = 1円（10,000口 = 9,990円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	マネー・マネジメント・マザー ファンド	7,935,837	7,936,630	
	合計	1銘柄	7,935,837	7,936,630	

<参考>

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マネジメント・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	平成29年2月22日現在 金額（円）	平成29年8月22日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,063,820	9,964,662
地方債証券	15,000,000	-

特殊債券	20,099,000	39,306,831
社債券	2,001,140	-
未収利息	164,164	51,322
前払費用	79,369	97,479
流動資産合計	49,407,493	49,420,294
資産合計	49,407,493	49,420,294
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,998	-
流動負債合計	99,998	-
負債合計	99,998	-
純資産の部		
元本等		
元本	49,282,002	49,417,661
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	25,493	2,633
元本等合計	49,307,495	49,420,294
純資産合計	49,307,495	49,420,294
負債純資産合計	49,407,493	49,420,294

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成29年 2月22日現在	平成29年 8月22日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	58,528,496円	49,282,002円
期中追加設定元本額	4,102,071円	1,709,904円
期中一部解約元本額	13,348,565円	1,574,245円
元本の内訳		
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円	7,581,704円
タフ・アメリカ（マネーボールファンド）	7,800,178円	7,935,837円
米国小型株ツイン（毎月分配型）	552,681円	552,681円
米国小型株ツイン（資産成長型）	71,698円	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円	1,998,801円
欧州株ツイン（毎月分配型）	13,111円	13,111円

欧州株ツイン（資産成長型）	96円	96円
NBマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワSMA専用）	2,699,766円	2,699,766円
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）- 予想分配金提示型 -	89,929円	89,929円
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）- 予想分配金提示型 -	9,993円	9,993円
米国リバーサル戦略ツイン ネオ（毎月分配型）	26,385,980円	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円	699,301円
NBマルチ戦略ファンド	9,989円	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）	9,990円	9,990円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
合計	49,282,002円	49,417,661円
2. 受益権の総数	49,282,002口	49,417,661口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 2月23日 至 平成29年 8月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 8月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成29年 2月22日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	167,220
特殊債証券	26,400
社債証券	12,660
合計	206,280

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年7月26日から平成29年2月22日まで）を指しております。

（平成29年8月22日現在）

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
特殊債券	35,939
合計	35,939

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年7月26日から平成29年8月22日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成29年2月22日現在）

該当事項はありません。

（平成29年8月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成29年2月23日 至 平成29年8月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成29年2月22日現在	平成29年8月22日現在
1口当たり純資産額 1.0005円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,005円）」	1口当たり純資産額 1.0001円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,001円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	21 政保政策投資B	13,000,000	13,103,727	
	特殊債券	49 政保道路機構	6,000,000	6,040,074	
	特殊債券	879 政保公営企業	10,000,000	10,012,590	
	特殊債券	886 政保公営企業	10,000,000	10,150,440	
合計		4銘柄	39,000,000	39,306,831	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成29年9月末現在)

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

資産総額	1,533,743,906 円
負債総額	15,341,505 円
純資産総額（ - ）	1,518,402,401 円
発行済数量	1,444,274,591 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.0513 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

資産総額	24,110,009,155 円
負債総額	178,534,984 円
純資産総額（ - ）	23,931,474,171 円
発行済数量	22,332,160,060 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.0716 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

資産総額	1,017,594,578 円
負債総額	7,319,456 円
純資産総額（ - ）	1,010,275,122 円
発行済数量	865,050,140 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.1679 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

資産総額	7,613,227,989 円
負債総額	87,594,567 円
純資産総額（ - ）	7,525,633,422 円
発行済数量	5,485,680,615 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.3719 円

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

資産総額	7,985,979 円
負債総額	1,037 円
純資産総額（ - ）	7,984,942 円
発行済数量	7,994,896 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.9988 円

(参考) マネー・マネジメント・マザーファンド

資産総額	49,464,589 円
負債総額	999 円
純資産総額（ - ）	49,463,590 円
発行済数量	49,467,603 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.9999 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成29年9月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

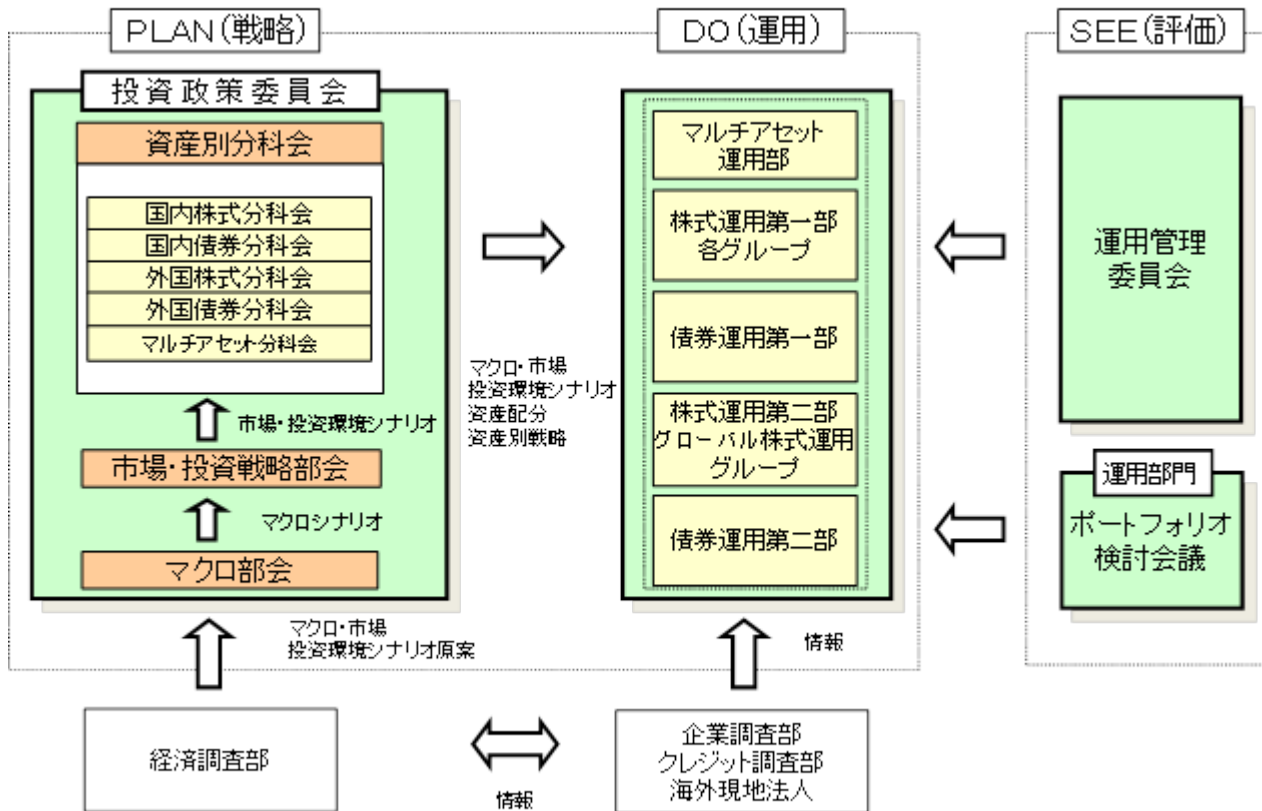
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年9月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、406本であり、その純資産総額は、約3,380,003百万円です（なお、親投資信託136本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	32	85,398百万円
追加型株式投資信託	294	2,952,353百万円
単位型公社債投資信託	80	342,252百万円
合計	406	3,380,003百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	22,725,768	21,770,643
前払費用	195,917	206,930
未収入金	-	7,453
未収委託者報酬	3,678,543	3,291,565
未収運用受託報酬	957,351	912,489
未収収益	12,713	50,722
繰延税金資産	644,694	447,651
その他	824	428
流動資産計	28,215,813	26,687,885
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 110,648	110,298
器具備品	1 80,498	66,464
土地	710	710
リース資産	1 10,102	10,562
有形固定資産計	201,959	188,035
無形固定資産		
ソフトウェア	95,535	96,732
電話加入権	12,706	12,706

無形固定資産計	108,242	109,439
投資その他の資産		
投資有価証券	5,480,557	6,783,747
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	2,428	1,546
長期差入保証金	511,355	511,637
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	556,611	523,217
その他	1,567	192
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	7,570,543	8,838,366
固定資産計	7,880,745	9,135,840
資産合計	36,096,558	35,823,726

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,565	3,524
未払金	85,383	61,012
未払手数料	1,620,526	1,419,878
未払費用	1,178,517	1,150,008
未払法人税等	1,923,850	459,723
未払消費税等	323,266	26,700
賞与引当金	1,498,000	1,251,100
役員賞与引当金	101,000	82,900
業務委託関連引当金	25,700	-
その他	20,860	46,283
流動負債計	6,780,670	4,501,131
固定負債		
リース債務	7,280	7,841
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
役員退職慰労引当金	100,350	93,560
固定負債計	1,653,953	1,583,902
負債合計	8,434,623	6,085,034

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	24,034,752	26,100,773
利益剰余金合計	25,478,483	27,544,504
株主資本合計	27,634,752	29,700,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,182	37,917
評価・換算差額等合計	27,182	37,917
純資産合計	27,661,934	29,738,691
負債純資産合計	36,096,558	35,823,726

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第44期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第45期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,608,029	4,371,647
委託者報酬	33,183,045	28,124,470
その他営業収益	45,653	64,558
営業収益計	37,836,728	32,560,677
営業費用		
支払手数料	15,893,270	13,056,474
広告宣伝費	168,848	169,346
公告費	1,028	2,915

調査費		
調査費	1,315,033	1,331,709
委託調査費	3,914,869	3,213,013
委託計算費	193,638	137,135
営業雑経費		
通信費	31,664	39,943
印刷費	523,643	501,370
協会費	23,203	24,788
諸会費	2,545	2,492
その他	63,792	109,609
営業費用計	22,131,536	18,588,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	191,952	209,010
給料・手当	2,916,345	2,852,929
賞与	108,042	129,064
退職金	7,113	32,873
福利厚生費	683,822	639,080
交際費	19,339	22,638
旅費交通費	165,319	142,966
租税公課	136,339	174,826
不動産賃借料	635,313	620,232
退職給付費用	226,884	217,625
固定資産減価償却費	55,907	57,699
賞与引当金繰入額	1,498,000	1,251,100
役員退職慰労引当金繰入額	37,270	38,169
役員賞与引当金繰入額	101,100	80,300
諸経費	279,901	564,747
一般管理費計	7,062,654	7,033,264
営業利益	8,642,537	6,938,613
営業外収益		
受取配当金	17,230	4,517
受取利息	4,001	675
投資有価証券売却益	62,103	6,051
業務委託関連引当金戻入	-	4,000
為替差益	106	123
その他	13,069	5,690
営業外収益計	96,510	21,058

営業外費用		
投資有価証券売却損	5,968	21,990
その他	-	113
営業外費用計	5,968	22,103
経常利益	8,733,078	6,937,568
特別損失		
関係会社株式評価損	213,659	-
業務委託関連引当金繰入	25,700	-
固定資産除却損	4,215	-
特別損失計	243,574	-
税引前当期純利益	8,489,504	6,937,568
法人税、住民税及び事業税	3,016,713	1,881,549
法人税等調整額	56,198	225,697
法人税等合計	2,960,515	2,107,247
当期純利益	5,528,988	4,830,321

(3) 【株主資本等変動計算書】

第44期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	2,063,600	2,063,600			2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			48,210	48,210	48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	48,210	48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

第45期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

注記事項

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>建物</td><td>15～30年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr></table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	15～30年	器具備品	4～15年
建物	15～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 業務委託関連引当金 一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による財務諸表への影響額はありません。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

（貸借対照表関係）

第44期 (平成28年3月31日)		第45期 (平成29年3月31日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	438,341千円	建物	454,117千円
器具備品	272,516千円	器具備品	272,531千円
リース資産	13,775千円	リース資産	10,688千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	2,945千円	金額	940千円

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,764,300	利益 剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日
----------------------	------	-----------	-----	------------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,725,768	22,725,768	-
(2) 未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	-
(3) 未収運用受託報酬	957,351	957,351	-
(4) 未収入金	-	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	5,429,421	5,429,421	-
資産計	32,791,085	32,791,085	-
(1) 未払手数料	1,620,526	1,620,526	-
(2) 未払費用(*1)	917,268	917,268	-
負債計	2,537,794	2,537,794	-

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

第45期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,770,643	21,770,643	-
(2) 未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	-
(3) 未収運用受託報酬	912,489	912,489	-
(4) 未収入金	7,453	7,453	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	6,732,611	6,732,611	-
資産計	32,714,763	32,714,763	-
(1) 未払手数料	1,419,878	1,419,878	-
(2) 未払費用(*1)	891,704	891,704	-
負債計	2,311,583	2,311,583	-

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第44期(平成28年3月31日)	第45期(平成29年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	511,355	511,637

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	-	-	-
未収委託者報酬	3,678,543	-	-	-
未収運用受託報酬	957,351	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	2,106,635	236,275	-
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	-

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	-	-	-
未収委託者報酬	3,291,565	-	-	-
未収運用受託報酬	912,489	-	-	-
未収入金	7,453	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	-	2,222,381	467,133	-
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第44期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	88,520
小計	2,661,022	2,749,542	88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	122,257
小計	2,850,146	2,972,404	122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却した其他有価証券

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

4. 減損処理を行った有価証券

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第44期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第45期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,459,244	1,546,322
退職給付費用	162,311	149,442
退職給付の支払額	75,233	213,264

退職給付引当金の期末残高	1,546,322	1,482,500
--------------	-----------	-----------

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第44期 162,311千円 第45期 149,442千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第44期は64,573千円、第45期は68,183千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
(1) 流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	119,355	12,099
賞与引当金	462,282	386,089
社会保険料	31,640	29,075
未払事業所税	4,486	4,693
その他	26,929	21,191
繰延税金資産合計	644,694	453,148
繰延税金負債		
その他	-	5,496
繰延税金負債合計	-	5,496
繰延税金資産の純額	644,694	447,651
(2) 固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	473,920	454,152
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	30,899	28,748
その他	63,787	57,051
繰延税金資産小計	647,154	618,499
評価性引当額	78,546	78,546
繰延税金資産合計	568,607	539,952

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,996	16,734
繰延税金負債合計	11,996	16,734
繰延税金資産の純額	556,611	523,217

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第44期 (平成28年3月31日)	第45期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.10%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%	-
住民税均等割等	0.04%	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.95%	-
特定外国子会社等留保課税	0.31%	-
税額控除	0.46%	-
その他	0.46%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.87%	-

(注) 第45期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第44期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	5,745,272	未払手数料	451,175
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,730,584	未払手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	7,184円92銭	7,724円34銭
1株当たり当期純利益金額	1,436円10銭	1,254円63銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第44期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円（平成29年3月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容

株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
株式会社愛媛銀行（注）	20,798	
ひろぎん証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注)株式会社愛媛銀行は、平成29年11月27日より募集・販売の取扱いを開始する予定です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成29年3月3日
有価証券報告書	平成29年5月22日
有価証券届出書の訂正届出書	平成29年5月22日
臨時報告書	平成29年6月2日

独立監査人の監査報告書

平成29年6月9日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩 司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）の平成29年2月23日から平成29年8月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）の平成29年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の平成29年2月23日から平成29年8月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の平成29年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の平成29年2月23日から平成29年8月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の平成29年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の平成29年2月23日から平成29年8月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の平成29年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（マネープールファンド）の平成29年2月23日から平成29年8月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（マネープールファンド）の平成29年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。